

**海の中道海浜公園研修宿泊施設等
管理運営事業**

要求水準書

平成 28 年 9 月

国土交通省九州地方整備局

目 次

第1 総則	1
1. 本書の位置付け	1
2. 業務実施における基本方針	1
3. 対象業務	1
(1) 本施設の対象業務	1
4. 対象施設の概要	4
(1) 立地・本施設に関する事項	4
5. 遵守すべき法令・基準及び留意すべき計画等	5
第2 各業務に対する要求水準	6
1. 本事業の体制に係る要求水準	6
2. 本施設の各業務に係る要求水準	6
(1) 各施設の維持管理業務	6
(2) 各施設の運営業務	8
(3) 宿泊施設（ホテル）等管理運営業務	9
(4) マリーナ管理運営業務	12
(5) テニスコート管理運営業務	13
(6) 駐車場管理運営業務	13
(7) 解体撤去工事業務	14
(8) 改修工事業務（提案がある場合のみ）	17
3. その他の事項	18
(1) 本施設の呼称	18
(2) 本事業の実施に要する費用負担	18
(3) 事業終了時の措置	18

添付資料

- 別紙1 事業区域図・各階平面図
別紙2 資産所有区分の整理
別紙3 解体撤去範囲図
参考資料1 改修等修繕履歴リスト

第1 総則

1. 本書の位置付け

本書は、国土交通省九州地方整備局（以下、「九州地方整備局」という。）が、本事業を実施する民間事業者を公募により選定するにあたり、民間事業者に対して交付する募集要項と一体のものとして、本事業の各業務について、九州地方整備局が要求するサービスの水準を示したものである。本書で使用する用語の定義については、募集要項に準ずるものとする。

2. 業務実施における基本方針

海の中道海浜公園リゾートエリアにおいては、都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条に基づき、九州地方整備局との協議により、独立行政法人都市再生機構（以下、「機構」という。）が宿泊施設（ホテル）、研修棟、マリーナ、テニスコート、駐車場及びシオヤ岬レストハウス（以下、これらを総称して「本施設」という。）（本施設の位置等については、別紙1「事業区域図」を参照）を公園施設として設置及び管理運営を行っているところであり、本公園のレクリエーションの拠点として現在まで良好な運営を継続している状況であるが、機構の業務見直しに伴い、機構による本施設の管理運営は平成29年度末までとなっている。

このため、本事業は、機構に代わり民間の資金、経営能力及び技術能力を活用し、本施設の設置目的を踏まえ長期的な管理運営を行うこと、並びに管理運営の終了後は本施設のうち宿泊施設（ホテル）、マリーナ及び駐車場Bを解体撤去し、都市公園を原状に回復することを目的として事業者の募集を行う。

本事業の実施にあたっては、本施設が国の設置する都市公園内の公園施設であり、公共施設として広く一般の利用に供されるものであることを踏まえ、引き続き、便益施設及び運動施設としての本施設が活用されるよう努めるものとする。

3. 対象業務

（1）本施設の対象業務

- ①宿泊施設（ホテル）等管理運営業務
 - ・維持管理業務
 - ・運営業務
- ②マリーナ管理運営業務
 - ・維持管理業務
 - ・運営業務
- ③テニスコート管理運営業務
 - ・維持管理業務
 - ・運営業務
- ④駐車場管理運営業務
 - ・維持管理業務

・運営業務

⑤解体撤去工事業務

- ・解体撤去工事設計業務
- ・解体撤去工事業務

⑥改修工事業務（提案がある場合のみ。但し募集要項5.（8）②に定める維持管理・運営期間に行うものとする。）

- ・改修工事設計業務
- ・改修工事業務

※全ての施設について運営業務の向上等に資する改修工事業務（独自のリニューアル等）に関する提案を事業者が行うことができる。ただし、改修工事等を実施する場合は、建築物全体を現行法に適合させること。

※SPC が所有することとなる施設について、新築や増築及び躯体の改築を伴う改修工事の提案、並びに九州地方整備局が所有することとなる施設のうち建築本体及び外構に係る躯体の改築を伴う改修工事は提案できないものとする。

※SPC が所有することとなる施設については、維持管理・運営期間終了時の残存価値の有無によらず、提案により改修工事がなされた箇所（施設・設備等）も含め解体撤去の対象とする。また、解体撤去の対象外の施設については、維持管理・運営期間終了時の残存価値の有無によらず、提案により改修工事がなされた箇所（施設・設備等）も含め維持管理・運営期間終了時に九州地方整備局へ引き渡すものとする。ただし維持管理・運営期間終了時から 1 年以内に大規模修繕を要しない状態で九州地方整備局へ引き渡すものとする。

※解体撤去工事業務及び改修工事業務を実施する企業については、SPC が事業契約締結後に選定する。

(参考) 業務区分一覧表

業務名	対象施設	事業期間中の資産の所有者（※1）	業務区分		
			維持管理業務（※2）	運営業務（※3）	備考
①宿泊施設（ホテル）等管理運営業務	宿泊施設（ホテル）	SPC	○	○	
	研修棟	九州地方整備局	○	○	
	シオヤ岬レストハウス	九州地方整備局	○	○	維持管理業務及び運営業務の実施の有無について SPC は選択できる。
②マリーナ管理運営業務	マリーナ	SPC	○	○	クラブハウス含む。 隣接地に桟橋等あり。（※4）
③テニスコート管理運営業務	テニスコート	九州地方整備局	○	○	
④駐車場管理	駐車場 A・C	九州地	○	○	

運営業務		方整備局			
	駐車場 B	SPC	○	○	
⑤解体撤去工事業務	宿泊施設（ホテル）、マリーナ、駐車場 B	SPC	—	—	下記⑥による施設・設備等を含む。
⑥改修工事業務	全施設	九州地方整備局 SPC	○	○	提案がある場合のみ。ただし、募集要項5.（8）②に定める維持管理・運営期間に行うものとする。

※1 事業期間中の資産の所有区分の考え方については、別紙2「資産所有区分の整理」を参照。

※2 各施設の維持管理業務：

建築物保守管理、建築設備保守管理、備品等保守管理、外構施設保守管理、清掃、植栽維持管理、安全管理、環境衛生管理、修繕（原因や規模の大小によらず本施設が正常に機能するため必要な全ての更新・修繕等） 等

※3 各施設の運営業務：

利用者への宿泊・研修サービス、並びにマリーナ、テニスコート及び駐車場利用サービス（以下、「宿泊・研修等サービス」という。）提供に係る受付、料金徴収、企画・営業、広報 等（宿泊・研修等サービス提供に付随して飲食物販その他のサービスを提供する場合は、宿泊・研修等サービス提供と一体となって実施）

※4 隣接地の桟橋等：

SPCは、マリーナの隣接地（都市公園区域外）に設置されている桟橋及び仮設スロープの使用、管理及び将来的な解体撤去について、福岡市と協議する必要がある。

4. 対象施設の概要

(1) 立地・本施設に関する事項

ア 所在地

海の中道海浜公園内（福岡県福岡市東区大字西戸崎 18-25）

イ 主な施設

施設名称	施設の概要												
宿泊施設 (ホテル)	<ul style="list-style-type: none"> 構造・規模：鉄筋コンクリート造 8階建 敷地面積：12,912 m² (研修棟の敷地含む) 建築面積：5,030 m² 延べ面積：10,028 m² <p>※プール、バーベキュー、プールサイドバー含む 【現行の客室数】全 98 室</p> <table> <tbody> <tr> <td>ルイガニーズ・スイート (67 m²)</td> <td>: 1 室</td> </tr> <tr> <td>バルコニーツイン (34 m²)</td> <td>: 9 室</td> </tr> <tr> <td>デラックスツイン (44 m²)</td> <td>: 11 室</td> </tr> <tr> <td>ダブル (33 m²)</td> <td>: 4 室</td> </tr> <tr> <td>ツイン (33 m²)</td> <td>: 72 室</td> </tr> <tr> <td>バラガンキディスイート (44 m²)</td> <td>: 1 室</td> </tr> </tbody> </table>	ルイガニーズ・スイート (67 m ²)	: 1 室	バルコニーツイン (34 m ²)	: 9 室	デラックスツイン (44 m ²)	: 11 室	ダブル (33 m ²)	: 4 室	ツイン (33 m ²)	: 72 室	バラガンキディスイート (44 m ²)	: 1 室
ルイガニーズ・スイート (67 m ²)	: 1 室												
バルコニーツイン (34 m ²)	: 9 室												
デラックスツイン (44 m ²)	: 11 室												
ダブル (33 m ²)	: 4 室												
ツイン (33 m ²)	: 72 室												
バラガンキディスイート (44 m ²)	: 1 室												
研修棟	<ul style="list-style-type: none"> 構造・規模：鉄筋コンクリート造 2階建 建築面積：1,334 m² 延べ面積：1,275 m² 												
マリーナ	<ul style="list-style-type: none"> 敷地面積：22,551 m² (クラブハウス、修理庫の敷地含む) <クラブハウス> 構造・規模：鉄筋コンクリート造 2階建 建築面積：754 m² 延べ面積：1,055 m² <修理庫> 構造・規模：鉄骨造 2階建 建築面積：236 m² 延べ面積：270 m² 												
テニスコート	<ul style="list-style-type: none"> 施設面積：12,200 m² (休憩所、便所、収納庫の敷地含む) コート数：18面 休憩所：60 m² 便所・倉庫：22 m² 												
駐車場 A・B・C	<ul style="list-style-type: none"> A 駐車場：1,444 m² B 駐車場：2,472 m² C 駐車場：7,318 m² 												
シオヤ岬 レストハウス	<ul style="list-style-type: none"> 構造・規模：鉄筋コンクリート造 2階建 建築面積：749 m² 延べ面積：1,003 m² (うち機構が管理するものは床面積 650 m²、土地面積 459 m²) 												

5. 遵守すべき法令・基準及び留意すべき計画等

- 都市公園法
- 都市計画法
- 建築基準法
- 消防法
- 高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）
- 道路法
- 道路交通法
- 駐車場法
- 下水道法
- 水道法
- 電気事業法
- 騒音規制法
- 振動規制法
- 水質汚濁防止法
- 大気汚染防止法
- 建築士法
- 建設業法
- 警備業法
- 旅館業法
- 労働基準法
- 労働安全衛生法
- 高圧ガス保安法
- 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律
- 食品衛生法
- 建築物における衛生的環境の確保に関する法律
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- 特定家電用機器再商品化法
- 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
- 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）
- エネルギー使用の合理化に関する法律
- 福岡県福祉のまちづくり条例
- 福岡市福祉のまちづくり条例
- 海の中道海浜公園における行為の禁止等に関する取扱要領
- その他関係法令、関係する地方公共団体の定める条例等

第2 各業務に対する要求水準

1. 本事業の体制に係る要求水準

SPCは、本事業の全体を総合的に把握し調整を行う総括責任者、及び下記2.(1)から(8)に示す各業務を把握し調整を行う業務責任者を定め、業務の開始前に九州地方整備局に届け出ること。総括責任者及び業務責任者を変更する場合は、事前に九州地方整備局に届け出ることとする。なお、業務責任者のうち、宿泊施設（ホテル）等管理運営業務の業務責任者は総括責任者を兼ねることができることとする。総括責任者は構成企業から選出することとするが、代表企業から選出する必要はない。

また、各業務の配置予定技術者についても報告するものとする。

2. 本施設の各業務に係る要求水準

SPCは、各施設における各業務について、次に示す要求水準を全て満たすこと。「共通事項」については、全ての施設に適用される要求水準であり、「共通事項」と合わせて実施すべき各施設特有の要求水準については、業務区分ごとに示す。

(1) 各施設の維持管理業務

ア 共通事項

次に示す要求水準は本施設の全ての維持管理業務に適用される。

- ・ SPCは、本施設を都市公園の効用に資するため、また、公園本来の用途に従い、常に良好な状態で維持管理すること
- ・ 管理区域は「別紙1 事業区域図」に定めるとおりとすること。
- ・ 現状の施設・設備・備品類以外で必要となるものはSPCが調達すること。
- ・ 本施設の管理運営の詳細な内容について、管理運営要領を定めることとし、これを定めるときは、維持管理・運営業務開始までに、又はこれを変更しようとするときは、事前に九州地方整備局と協議すること。ただし、他の公園利用者の通常利用に支障を及ぼすおそれのある管理運営内容を含む管理運営要領は承諾しない場合がある。
- ・ 安全な管理運営を行うため、本施設の安全衛生管理計画書を定め、維持管理・運営業務開始までに九州地方整備局に提出すること。
- ・ 安全衛生計画書をもとに、維持管理・運営業務開始までに本施設の安全管理マニュアルを作成し、安全管理マニュアルに従い必要な維持管理を行うこと。
- ・ 各施設・設備・備品・外構・植栽が正常な状態を維持できるよう、関係法令等に基づき適切な法定点検・自主点検・保守管理を行うこと。
- ・ 施設の保守管理の記録として点検記録を作成し保管すること。また、この記録を基に管理台帳を作成し、必要に応じて追加・修正を行うこと。
- ・ 設備の運転・点検の記録として運転日誌、点検記録及び事故記録等を作成し保管すること。また、この記録を基に管理台帳を作成し、必要に応じて追加・修正を行うこと。
- ・ 利用者が通常利用する部分とそれ以外の部分を明確に区分し、利用者が適切に本

施設を利用可能なよう施錠や表示等を行うこと。

- ・ 本施設内の空調・照明等の設定については、環境負荷の軽減と利用者の快適性とのバランスに留意すること。
- ・ 関係法令等に基づき、空気環境測定、給排水・衛生設備点検、貯水槽点検、飲料水水質検査、排水槽の清掃、防虫防鼠等環境衛生管理を行うこと。
- ・ 各施設を美しい状態に維持するために、清掃を行うこと。
- ・ 各施設の屋外を美しい状態に維持するために、通路、広場、植栽地の清掃・除草を行うこと。また、側溝・集水溝等の清掃を行い、機能を維持すること。
- ・ 環境衛生管理及び清掃の記録として点検記録を作成し、保管すること。また、この記録を基に管理台帳を作成し、必要に応じて追加・修正を行うこと。
- ・ 開館時における利用者の安全確保及び館内施設の保全・安全確保について体制を整備し、適切に警備を実施すること。また、閉館時（夜間及び休館日）についても警備を行うこと。
- ・ 維持管理・運営期間中に発生する経年劣化等の原因や規模の大小によらず、本施設が正常に機能するために必要な全ての更新・修繕等を実施すること。
- ・ 施設の鍵の収受及び保管、記録を行うこと。
- ・ 施設・設備において重大な破損、火災、事故等や自然災害が発生した際（以下、「事故・災害等発生時」という。）の対応については、予め九州地方整備局と協議して緊急時連絡体制を含む各種の緊急時対応計画書を作成すること。また、維持管理・運営業務開始日までに、緊急時対応計画書を九州地方整備局に提出すること。
- ・ 事故・災害等発生時には、各計画書に基づき直ちに必要な措置を講じるとともに、国営海の中道海浜公園事務所長を始め、関係機関に速やかに通報すること。なお、事故等が発生した場合、SPCは九州地方整備局と協力して速やかに原因の調査にあたること。
- ・ 事故・災害等発生時の利用者の避難・誘導等安全管理については、消防署の監督行政の指導により遗漏のないよう日常の安全管理や施設の保守・点検に努めるとともに安全管理体制の訓練活動についても所要の措置を講ずること。
- ・ 事故・災害等発生時は人命救助を最優先として SPCは必要な措置を講じるとともに、被害の拡大防止やリスク拡大防止に努めるものとする。また、緊急連絡体制表に基づき直ちに関係機関及び国営海の中道海浜公園事務所長に事故等の発生報告を行うとともに、対応完了までの間、適宜対応状況報告を行うこと。
- ・ 事故・災害等発生時は、次の事項について、SPCは書面により国営海の中道海浜公園事務所長あて速やかに報告するものとする。
 - a. 事故等発生日時
 - b. 事故等発生場所
 - c. 事故等発生の原因
 - d. 事故等の程度
 - e. 人身事故の場合は、医師の診断結果

f. 事故等処理の概略

イ 基本的な準拠基準

建築保全業務共通仕様書（国土交通省大臣官房官序営繕部監修）

※上記仕様書については業務実施時の最新版によること。

(2) 各施設の運営業務

ア 共通事項

次に示す要求水準は本施設の全ての運営業務に適用される。

- ・ SPCは、関係法令を遵守し、他の公園利用者の通常利用に支障を及ぼさないよう留意しつつ、常に清潔かつ快適な状態に維持して利用者への快適なサービスの提供に努めるとともに、公共性に配慮し、都市公園の効用に資するよう適切に運営を行うこと。
- ・ 運営区域は「別紙1 事業区域図」に定めるとおりとすること。
- ・ 運営区域外にて運営業務の一部を実施する場合は、他の公園利用者の通常利用に支障がないものに限ることとし、その都度、あらかじめ九州地方整備局へ都市公園法に基づく占用及び行為の許可申請を行い、その許可を得て実施すること。ただし、他の公園利用者の通常利用に支障を及ぼすおそれのある占用及び行為は許可しない場合がある。
- ・ 本施設の管理運営の詳細な内容について、管理運営要領を定めることとし、これを定めるときは、維持管理・運営業務開始までに、又はこれを変更しようとするときは、事前に九州地方整備局と協議すること。ただし、他の公園利用者の通常利用に支障を及ぼすおそれのある管理運営内容を含む管理運営要領は承諾しない場合がある。
- ・ 安全な管理運営を行うため、本施設の安全衛生管理計画書を定め、維持管理・運営業務開始までに九州地方整備局に提出すること。
- ・ 安全衛生計画書をもとに、維持管理・運営業務開始までに本施設の安全管理マニュアルを作成し、安全管理マニュアルに従い必要な維持管理を行うこと。
- ・ 宿泊・研修等サービスの提供内容については管理運営要領に定めること。宿泊・研修等サービス提供に付随して飲食物販その他のサービスを提供する場合は、その提供内容についても管理運営要領に定めること。なお、管理運営要領に定めていないサービスを提供する場合には、その都度、九州地方整備局と協議すること。ただし、他の公園利用者の通常利用に支障を及ぼすおそれのあるものは承諾しない場合がある。
- ・ 本施設は、都市公園法に基づく公園施設として位置づけられていることを踏まえ、次の観点から各施設の運営を行うこと。
 - a. 本公園の海洋レクリエーション研修、体験学習の核として、海をテーマとした教養・文化の啓蒙、普及

- b. 各種グループ、団体の研修、セミナー等の開催に資するサービス、並びに研修、セミナー等に伴う宿泊サービス
 - c. 長期休暇及び週末を中心とした園内施設利用のために来園客への宿泊サービス
- ・ 利用者からの料金の徴収及び利用の受付を行い、必要に応じて各施設の案内を行うこと。
- ・ 現在の運営実績を考慮して利用者の受益に見合った適切な営業時間、利用料金(市場価格相当)を設定することとし、管理運営要領に定めること。
- ・ 広域的かつ効果的な営業・企画、広報(パンフレット等の印刷物の作成・配布やホームページの作成・運営等による情報発信)により利用者の誘致を行うこと。
- ・ ユニバーサルデザインへの配慮及び環境負荷の軽減に努めること。
- ・ 海の中道海浜公園の管理・運営との連携を図ること。また、九州地方整備局が依頼する調査や視察等に協力すること。
- ・ 他の公園利用者の迷惑となるような運営は行わないこと。
- ・ 利用者が、以下のような行動や公園内としてふさわしくない行動をとらないよう注意をすること。
 - a.立入禁止区域への立入
 - b.海浜への立入
 - c.その他危険な行為
- ・ 運営業務に伴い、発生する騒音、夜間の眩光等、近隣の生活環境に影響を及ぼす事項について軽減するよう努めること。
- ・ 近隣よりクレーム、要望等があった場合は、内容、事象の大小を問わず、速やかに国営海の中道海浜公園事務所長に報告すること。
- ・ 業務を実施するにあたって知り得た利用者の個人情報を取り扱う場合については、漏洩、滅失、又は毀損の防止等、個人情報の適切な管理のために必要な措置を関係法令に準拠して講じること。
- ・ 業務に従事するもの又は従事していた者は、個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用しないこと。

(3) 宿泊施設（ホテル）等管理運営業務

ア 宿泊施設（ホテル）維持管理業務

- ・ 都市公園法、旅館業法、食品衛生法等の関係法令及び衛生管理規程等を遵守し、宿泊施設環境を安全、衛生的かつ快適に保ち、利用者の健康被害を防止すること。
- ・ プール及び温浴施設について運営する場合には、共通事項で定める項目のほか、下記項目も遵守すること。
 - ❖ プール及び温浴施設については毎日1回以上（プールについては公開期間中の清掃を行うと共に、施設機器の点検・設備を行い、水質の保全に努めること。水質の検査については、保健所の指導にのっとり所要の措置を行うこと。
 - ❖ プールの安全管理については、管理運営者は「プールの安全標準指針（平成

19年3月文部科学省及び国土交通省)」に基づき、安全管理を行うこと。

- ✧ プール安全衛生管理計画書を作成し、九州地方整備局に提出すること。なお、作成にあたっては、「プールの安全標準指針」、「遊泳用プールの衛生基準について（平成19年5月28日厚生労働省）」、「福岡県プール衛生指導要綱」並びにその他関係法令等を参考にすること。
- ✧ プール安全衛生管理計画書を基にプール安全管理マニュアルを作成し、プール安全管理マニュアルに従い、プールの管理体制の構築や施設・水質の点検、また利用者への指導や情報提供などを行うこと。なお、管理体制の構築にあたっては、監視体制の構築、監視員等の適正な配置及び監視員等の教育等も行うこと。
- ✧ 温浴施設については、常に清潔な状態を維持すると共に旅館業法等の関係法令等を遵守するとともに、衛生管理にかかるマニュアル等を作成し、利用者が快適に利用できるよう努めること。

イ 研修棟維持管理業務

- ・ 研修棟の維持管理は宿泊施設（ホテル）と一体となって行い、研修棟利用前、利用後は日常清掃を行うこと。

ウ シオヤ岬レストハウス維持管理業務（事業者がシオヤ岬レストハウス管理運営業務の実施を選択した場合）

- ・ シオヤ岬レストハウスの維持管理は宿泊施設（ホテル）と一体となって行い、レストハウス利用前、利用後に日常清掃を行うこと。

エ 宿泊施設（ホテル）運営業務

- ・ 年間を通じ公開することとし、休業はないものとすること（ただし設備点検等メンテナンスに係る必要な休業日を設ける場合は九州地方整備局と協議のうえ定める）。公開時間は、終日営業休制をとること。
- ・ 都市公園法、旅館業法、食品衛生法等の関係法令及び衛生管理規程等を遵守し、施設の内外において常に清潔かつ快適な状態に維持して利用者への快適な宿泊や研修のサービス提供に努めること。
- ・ 宿泊や研修サービスの提供に付随して、飲食物販その他のサービスを提供することができる。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく風俗営業を行うことはできないものとする。
- ・ 宿泊や研修サービス並びに付随する飲食物販その他のサービスの提供にあたっては、下記項目の遵守に努め、都市公園の効用に資するよう適切な方法で行うこと。
 - ✧ 宿泊者の定員は最大限200名とすること。
 - ✧ 広域の利用者の誘致を図るよう努めること。
 - ✧ 志賀商工会及び志賀島観光旅館組合の一員として地域との協調を図り、地域の発展に努めること。
 - ✧ 宿泊料金は、地元旅館と競合しないように努めること。
 - ✧ 公園利用者への利便を図ることを目的とした運営を行うこと。

- ◆ 販売品等の仕入にあたっては、地元の業者を優先するよう配慮すること。
- ◆ 宿泊施設（ホテル）内に公園周辺地区（志賀島を含む）の観光施設の PR コーナーを設置すること。
- ・ 施設内でバーベキューのサービスを提供する場合は、次の各号に該当する者は、原則としてバーベキューの利用を禁止すること。
 - a. 危険物類等の持ち込み、その他秩序を乱し、風俗を害するおそれのある者。
 - b. 海の中道海公園における行為の禁止等に関する取扱要領に違反する者。
- ・ プールを運営する場合は、プールの利用料金については、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を提示した心身障害者本人及びその介護者 1 名については、利用料金を減免することができるものとする。
- ・ プールを運営する場合は、プールの利用については、次の各号に該当する者は利用を拒否し、又は退場させることができるものとする。
 - a. 伝染性疾患のある者
 - b. 酒気を帯びている者
 - c. 他に危害を及ぼす又はプールを汚染する恐れのある者（動物を含む）
 - d. 付添人のいない 6 歳未満の者
 - e. 公衆衛生又は風紀を害する恐れのある者
 - f. その他遊泳に不適当と認められる者

才 研修棟運営業務

- ・ 研修棟の運営は宿泊施設（ホテル）と一体で行うこと。

カ シオヤ岬レストハウス運営業務（事業者がシオヤ岬レストハウス管理運営業務の実施を選択した場合）

- ・ シオヤ岬レストハウスの運営は、宿泊施設（ホテル）と一体で行うこと。
- ・ 公開日時は、公園の開園日と同一とし、公開時間は、早朝は 9 時、夜間は 22 時を超えないことを原則とする。
- ・ 閉園後の利用者の行動については、レストハウス内部のみに制限し、レストハウス外部への立入りを禁止すること。これを利用者に周知するとともに、十分な注意をはらうこと。ただし、送迎時と隣接する展望台トイレ利用の場合に限り、レストハウス外部に出ることを認めることとする。
- ・ 利用者の送迎にあたり、公園内において車両による送迎を行う場合は、利用者の安全かつ快適な送迎を確保するため、公園内における送迎車両の運行を含む送迎車両管理上必要な事項について、シオヤ送迎車両運行要領を定めることとし、これを定めるときは、シオヤ岬レストハウス運営業務開始までに、又はこれを変更しようとするときは、事前に九州地方整備局と協議すること。ただし、他の公園利用者の通常利用に支障を及ぼすおそれのある車両管理内容を含むシオヤ送迎車両運行要領は承諾しない場合がある。
- ・ イベント利用等において屋外から認知されるような過度な演出は避けること。
- ・ 利用者から、当日の入園料相当額を領収すること。当月の入園料相当額は末日で

締めて、翌月 20 日までに入園料徴収代行者である公園運営維持管理業務受託者に支払うこと。

(4) マリーナ管理運営業務

ア マリーナ維持管理業務

- ・ 施設及び設備等が正常な状態にあるかどうか現場を日常的に巡視すること。
- ・ 保守点検は、マニュアルを作成の上、適切に行うこと。
- ・ 消耗部材は、定期的に保守・交換を行うこと。

イ マリーナ運営業務

- ・ マリーナの公開日時は現在の運営実績を考慮して設定することとし、管理運営要領に定めること。
- ・ マリーナの営業時間及び出帰港時間は、現在の運営実績を考慮して設定することとし、管理運営要領に定めること。
- ・ マリーナ施設は、陸置きヤードを中心として各種舟艇等の保管、出艇作業、修理サービス及びマリンレジャーの一つとして営業を行うものとし、別途、「マリーナ施設の保安管理・運営規定」を定めること。
- ・ マリーナ運営業務の開始に際し、従前からのマリーナ利用者が希望する場合には、継続的な利用が可能となるようマリーナ利用者と調整を図ること。また、マリーナ運営業務の終了までに、各種舟艇等の取扱についてマリーナ利用者と十分な時間的余裕をもって調整を図ること。
- ・ マリーナの使用については、海上保安庁の指導により管理規定を定め、これにより出入艇の状況、各舟艇の帆走計画等を十分把握し、マリーナ利用者の安全管理に十分配慮するとともに事故・救助に当たっての体制を整えること。
- ・ ガソリンスタンド、修理庫等の利用方法については別途、「海の中道マリーナ給油施設管理運営規定（油スタンド）」及び「海の中道マリーナ修理庫管理運営規定」を定めること。
- ・ ガソリンスタンドについては所要の法的手続により危険物取扱責任者を配置するとともに、別途「海の中道マリーナ安全管理規定」を定めること。
- ・ 「マリーナ施設の保安管理・運営規定」、「海の中道マリーナ給油施設管理運営規定（油スタンド）」、「海の中道マリーナ修理庫管理運営規定」及び「海の中道マリーナ安全管理規定」については、マリーナ運営業務開始までに九州地方整備局に提出すること。
- ・ マリーナ内のクラブハウスの公開日時は現在の運営実績を考慮して設定することとし、管理運営要領に定めること。ただし、早朝は 5 時、夜間は 22 時を超えないことを原則とする。
- ・ マリーナ内のクラブハウスでは、マリーナやテニスコート等の施設利用者のための更衣、シャワー、教室等の利用を可能とすること。
- ・ マリーナ内のクラブハウスでは、一般公園利用者も含めた施設利用者への飲料サ

ービスを行うことを可能とすること。

(5) テニスコート管理運営業務

ア テニスコート維持管理業務

- ・ 均一なプレー性能が得られるように、コートの状態を保持すること。

イ テニスコート運営業務

- ・ 公開日時及び営業時間は現在の運営実績を考慮して設定することとし、管理運営要領に定めること。
- ・ テニススクールを開講し、スクール生を募集及び指導することができるものとする。
- ・ 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を提示した心身障害者本人及びその介護者1名については、通常料金を減免することができるものとする。
- ・ 満65才以上の利用者（年齢を証明できるものを提示した者）は、通常料金を減免することができるものとする。

(6) 駐車場管理運営業務

ア 駐車場維持管理業務

- ・ 駐車場及び事業区域内の外構施設について、適宜、施設の損壊状況などを確認し、利用者の安全性に留意した保守管理を行うこと。
- ・ 駐車場及び事業区域内の外構施設の清掃・除草を行うこと。また、側溝・集水桟等の清掃を行い、機能を維持すること。
- ・ 駐車場・屋外照明・ゲート・外構・植栽等の保守管理の記録として点検記録を作成し、保管すること。

イ 駐車場運営業務

- ・ 駐車場は研修宿泊施設及び一般公園利用者に対し開放するものとし、必要に応じて利用の制限をすることができる。
- ・ 年間を通じて営業することとし、公開時間は次のとおりとすること。
 - a. A及びB駐車場：宿泊施設（ホテル）の営業時間に同じ
 - b. C駐車場：マリーナ内クラブハウスの営業時間に同じ
- ・ 駐車場を利用する車両（二輪車、大型車両含む。）の利用料金の徴収を行うこと。利用料金については、海の中道海浜公園海洋生態科学館の駐車場との整合を図ること。
- ・ 本施設の利用者は無料にすることができるものとする。
- ・ 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を提示した心身障害者本人が乗っている車両の駐車場利用料金は無料とすること。
- ・ 車両の誘導及び駐車場利用者への対応に係る業務を実施すること。大型バスの予約受付についても、適切に対応を行うこと。

- ・ 駐車場利用者の安全確保に努め、火災・事故等の非常事態・緊急事態が発生した場合の対応を速やかに行える体制を構築すること。
- ・ 海の中道海浜公園内の他の駐車場施設の運営者等と、繁忙期における警備体制の協力及び駐車車両の受け入れや開閉場時間が異なる場合の開閉場作業について綿密な連携を図り、円滑な施設運営を図ること。

(7) 解体撤去工事業務

ア 解体撤去工事設計業務

① 解体撤去工事設計業務の要求水準

- ・ 宿泊施設（ホテル）、マリーナ、駐車場Bを維持管理・運営期間終了後直ちに解体撤去し、都市公園を原状に回復することを踏まえ、各施設・設備の現状把握のための調査を行うこと。
- ・ 上記の調査を基に、躯体及び仕上げをはじめ、全ての施設・設備に係る解体撤去工事の内容及び実施時期を示した解体撤去工事計画を立案し、当該計画に基づく設計を適宜実施すること。当該解体撤去工事計画については、解体撤去工事設計業務開始前までに、九州地方整備局に提出し承諾を得ること。解体撤去工事の対象箇所については別紙3を参照のこと。
- ・ 業務の詳細及び対象工事の範囲については、解体撤去工事設計業務の着手前までに設計業務計画書を九州地方整備局に提出し承諾を得ること。また、官公庁等との協議結果は全て書面に記録し、九州地方整備局に報告すること。なお、九州地方整備局の承諾が必要となる範囲については、解体撤去工事計画立案の際、協議により決定する。
- ・ 設計完了時には、設計図書を九州地方整備局に提出し承諾を得ること。なお、設計図書とは、設計図、設計説明書、設計内訳書をいい、施工方法によってはこれ以外に必要となるものが含まれる場合がある。
- ・ 成果物の詳細については事業契約書に基づき九州地方整備局と協議すること。
- ・ 九州地方整備局が保有する既存図面のスキャンデータ（PDFファイル）はSPCに提供する。図面のCAD化についてはSPCの判断によるが、事業期間終了時に各施設・設備の現状が把握できるよう、設計図面の整備・管理を行うこと。
- ・ 設計業務における基本的な準拠基準は以下③によるが、同等以上の性能を有するとみなされる場合はこの限りでない。

② 配置予定技術者の要件

- ・ 次に示す管理技術者及び各主任担当技術者を配置すること。
- ・ 管理技術者は、設計企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
- ・ 管理技術者及び各主任担当技術者については、解体撤去工事設計完了までの間、原則として変更を認めない。なお、退職、病気、死亡等の事情によりやむを得ず変更する場合は、本要求水準書に示す配置予定技術者の要件を満たし、かつ当初の者と同等以上の者を配置するものとし、予め九州地方整備局の承諾を得るものとする。

- ・ 管理技術者及び各主任担当技術者はそれぞれ 1 名とし、互いに兼務することは認めない。
- ・ 第一次審査資料提出時点において、管理技術者又は各主任担当技術者を決定できないことにより複数名の候補者をもって第一次審査資料を提出することは支障ないが、いずれの候補者についても要件を満たしていかなければならない。
- ・ 管理技術者及び各主任担当技術者は、次に示す実績要件を有すること。

1)解体撤去工事設計業務着手年度の 15 年前の年度以降に、下記 2)の業務（施設の解体又は新営、修繕・模様替え、耐震工事の完了、引き渡しが完了したものであって、設計（積算の主任担当技術者は積算業務。）に携わったものに限る。）に携わった実績を有すること。

2)下記に示す構造、階数、建物規模の解体又は新営、修繕・模様替え、耐震工事の設計実績を有すること。

イ 構 造 RC 又は SRC 造
ロ 階 数 5 階建て以上
ハ 建物規模 延べ面積 8,000 m²以上

③ 基本的な準拠基準

建築物解体工事共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部）

イ 解体撤去工事業務

① 解体撤去工事の要求水準

- ・ 解体撤去工事設計業務において立案した解体撤去工事計画に基づいて工事を行うこと。
- ・ 要求性能、工期、安全等を確保するよう責任が明確な体制を構築するとともに、統一的な品質管理体制の維持に努めること。
- ・ 設計図書及び現場確認の結果に基づき、解体撤去工事の実施に先立ち、施工計画書を九州地方整備局に提出し承諾を得ること。なお、九州地方整備局の承諾が必要となる範囲については、解体撤去工事計画立案の際、協議により決定する。
- ・ SPC は、九州地方整備局に対して、解体撤去工事に係る実施工程表を工事着手 30 日前までに提出するものとする。
- ・ 工事着工後に現場状況により変更を要する事態が発生した場合は、設計者、工事監理者等と協議の上、工程等を再構築し、要求される性能を確実に達成できるようすること。
- ・ 九州地方整備局の検査（要求水準どおりに工事が実施されていることの確認）を受ける前に、工事企業による自主検査を行うとともに、工事監理者による検査、法律等に基づく検査、その他必要な検査に合格すること。なお、SPC は、これらの検査結果を九州地方整備局に提出し、九州地方整備局の検査はそれを基に実施する。
- ・ SPC は、九州地方整備局に対して工事状況の報告を行うとともに、九州地方整備局が要請したときは、工事の事前説明及び事後報告並びに工事現場での施工状況の説明を書面等で行うこと。これらの報告を行う時期については協議により決定

する。

- ・ 完成図書等、成果物の詳細については、事業契約書に基づき九州地方整備局と協議すること。

(2) 配置予定技術者の要件

- ・ 次に示す監理技術者及び主任技術者を配置すること。
- ・ 監理技術者及び主任技術者は、工事企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
- ・ 建設業法第 26 条の 2 第 2 項により専門技術者を配置する場合は、監理技術者又は主任技術者と同じ実績要件を有するものとする。
- ・ 監理技術者及び主任技術者については、解体撤去工事完了までの間、原則として変更を認めない。なお、退職、病気、死亡等の事情によりやむを得ず変更する場合は、本要求水準書に示す配置予定技術者の要件を満たし、かつ当初の者と同等以上の者を配置するものとし、予め九州地方整備局の承諾を得るものとする。
- ・ 解体撤去工事企業は、下記に示す基準を満たす監理技術者又は主任技術者を解体撤去工事期間中に専任で配置すること。なお、複数の工事企業が解体撤去工事を共同して行う場合にあっては、そのうちのいずれかの企業が下記の技術者を配置できること。
 - a 一級建築施工管理技士の免許を有する者又は国土交通大臣若しくは建設大臣がこれらと同等以上の能力を有するものと認定した者であること。
 - b 解体撤去工事業務着手年度の 15 年前の年度以降に、元請けの技術者として、RC 又は SRC 造、5 階建て以上、延べ面積 8,000 m²以上の解体又は新営、修繕・模様替え、耐震工事の経験を有する者であること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が 20%以上の場合のものに限る（地域維持型建設共同企業体は除く。）。）

なお、当該実績が大臣官房官庁営繕部又は地方整備局の発注した工事に係る実績である場合にあっては、工事成績評定通知書の評定点が 65 点未満のもの又は工事成績評定の通知を受けていないものを除く。

さらに、当該実績が、工期 1 年未満の工事にあっては工期の半分未満の従事期間、1 年以上の工期にあっては 6 ヶ月未満の従事期間である場合は実績として認めない。

- c 監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。なお「これに準ずる者」とは、以下の者をいう。

* 解体撤去工事業務着手年度の 10 年前の 2 月 29 日以前に交付を受けた監理技術者資格者証を有する者。

* 解体撤去工事業務着手年度の 10 年前の 2 月 29 日以前に監理技術者講習を受けた者であって、解体撤去工事業務着手年度の 10 年前の 3 月 1 日以降に監理技術者資格者証の交付を受けた者である場合には、監理技術者資格者証及び指定講習受講修了証を有する者。

③ 基本的な準拠基準

建築物解体工事共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部）

（8）改修工事業務（提案がある場合のみ）

ア 改修工事設計業務

① 改修工事設計業務の要求水準

- SPC の提案により、施設・設備の改修工事を行うことを予定する場合は、内容・時期等について事前に九州地方整備局と協議を行うこと。
- 施設の外観の変更が伴う場合は、公園の風致や景観に配慮して設計すること。
- 基本設計及び実施設計完了時には、設計図書を九州地方整備局に提出し承諾を得ること。なお、設計図書とは、設計図、設計説明書、設計内訳書、設計計算書（工種によっては不要。）をいう。

② その他関連業務

- SPC が所有することとなる施設のうち宿泊施設（ホテル）の新築や増築及び躯体の改築を伴うような改修工事の提案、並びに九州地方整備局が所有することとなる施設のうち建築本体及び外構に係る躯体の改築を伴うような改修工事は提案できないものとする。
- 必要に応じて、改修工事に伴う建築確認及び許認可関連の手続きを、SPC の責任において行うこと。なお、本事業において改修工事を実施する場合は、原則として建築物全体を現行法に適合させること。

イ 改修工事業務

① 改修工事の要求水準

- 改修工事の実施にあたっては、閉館を避けるもしくはその期間を短縮するよう配慮すること。
- 改修工事の実施に先立ち、施工計画書を九州地方整備局に提出し承諾を得ること。
- 改修工事に係る月間工程表及び週間工程表を当該工程表の対象期間前までに九州地方整備局に提出し承諾を得ること。

② その他関連業務

- 改修工事業務の実施内容等の記録として管理台帳を作成し、必要に応じて追加・修正を行うこと。
- 「国有財産台帳等取扱要領について」（平成 13 年 5 月 24 日付財理第 1859 号）の定めるところに従い、国有財産の増減にかかる手続きを経る必要がある改修工事については、九州地方整備局に対し、配置図、建物図及び工事に要した金額等に係る資料を提出すること。詳細については、九州地方整備局の指示による。
- その他改修工事業務に関して必要となる業務を実施すること。

3. その他の事項

(1) 本施設の呼称

SPC は本施設の呼称を提案し、使用することができる。ただし、都市公園法上の施設名称は変更しない。なお、呼称の提案にあたっては、国営公園の公園施設としてふさわしいものとし、九州地方整備局の承諾を得るものとする。

(2) 本事業の実施に要する費用負担

本事業の実施に要する費用は、SPC が負担するものとする。なお、本施設で使用する電力については、公園全体として九州地方整備局が電力会社と契約を行っているため、電力会社から九州地方整備局への請求後、SPC に本施設の使用分を請求する。

(3) 事業終了時の措置

事業期間終了時においては、本施設のうち宿泊施設（ホテル）、マリーナ及び駐車場 B については、解体撤去工事を完了し、都市公園を原状に回復するものとする。原状回復にあたっては、用地は整地し、解体撤去工事に伴う土壤汚染の無い状態にするものとする。

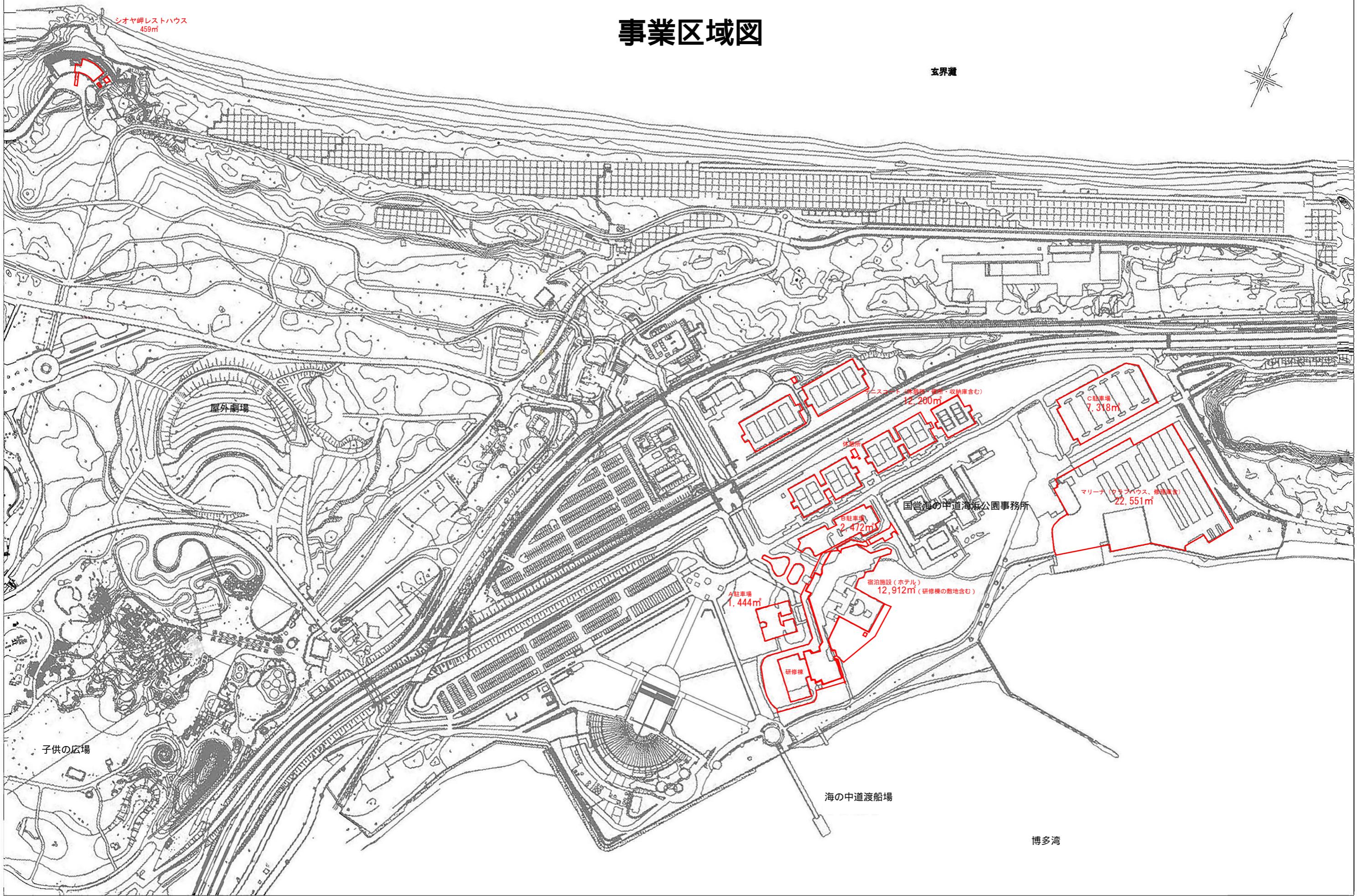
マリーナの仮設スロープ及び桟橋については福岡市と協議する必要がある。

その他の施設については、SPC は維持管理・運営期間終了時から 1 年以内に大規模修繕を要しない状態で九州地方整備局へ引き渡すものとする。

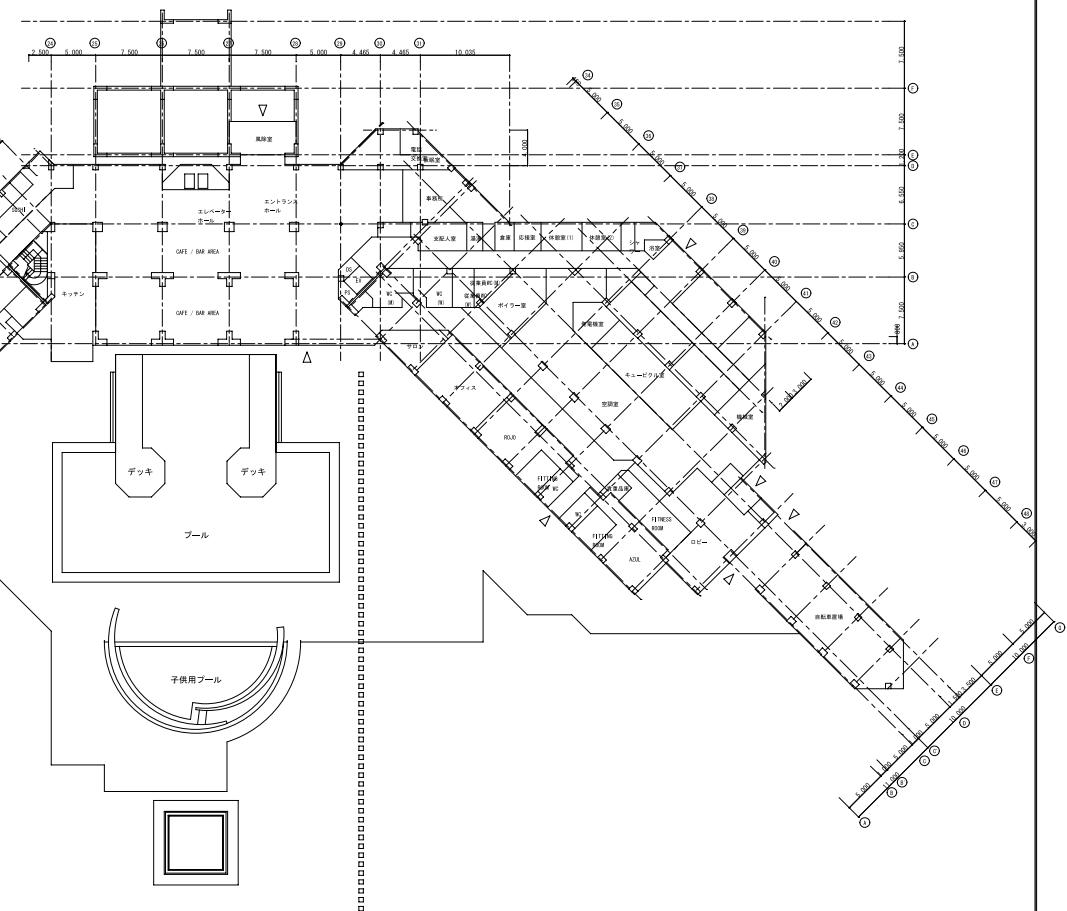
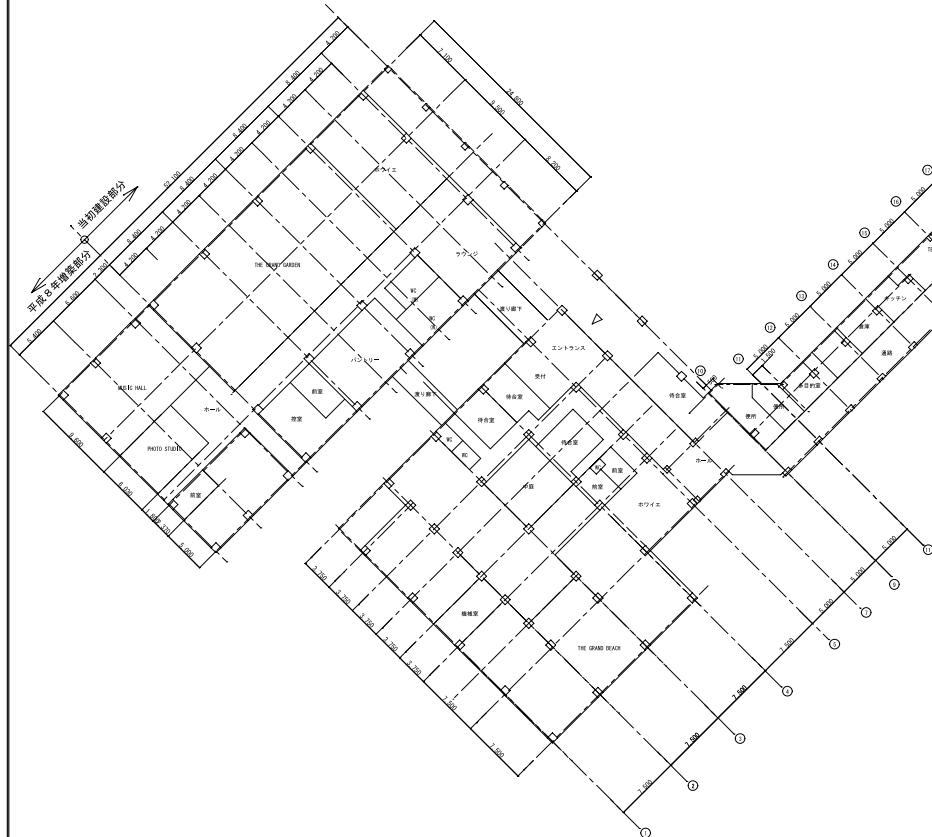
【要求水準書 別紙1】 事業区域図・各階平面図

- (1) 事業区域図
- (2) 宿泊施設（ホテル） 現況1階平面図
- (3) 宿泊施設（ホテル） 現況2階平面図
- (4) 宿泊施設（ホテル） 現況3階平面図
- (5) 宿泊施設（ホテル） 現況4階平面図
- (6) 宿泊施設（ホテル） 現況5階平面図
- (7) 宿泊施設（ホテル） 現況6階平面図
- (8) 宿泊施設（ホテル） 現況7階平面図
- (9) 宿泊施設（ホテル） 現況8階平面図
- (10) 宿泊施設（ホテル） 現況屋根伏図
- (11) 研修棟平面図
- (12) シオヤ岬レストハウス平面図
- (13) マリーナ計画平面図
- (14) マリーナ クラブハウス1階平面図
- (15) マリーナ クラブハウス2階平面図
- (16) マリーナ 修理庫平面図
- (17) テニス全体計画平面図
- (18) 駐車場A平面図
- (19) 駐車場B平面図
- (20) 駐車場C平面図

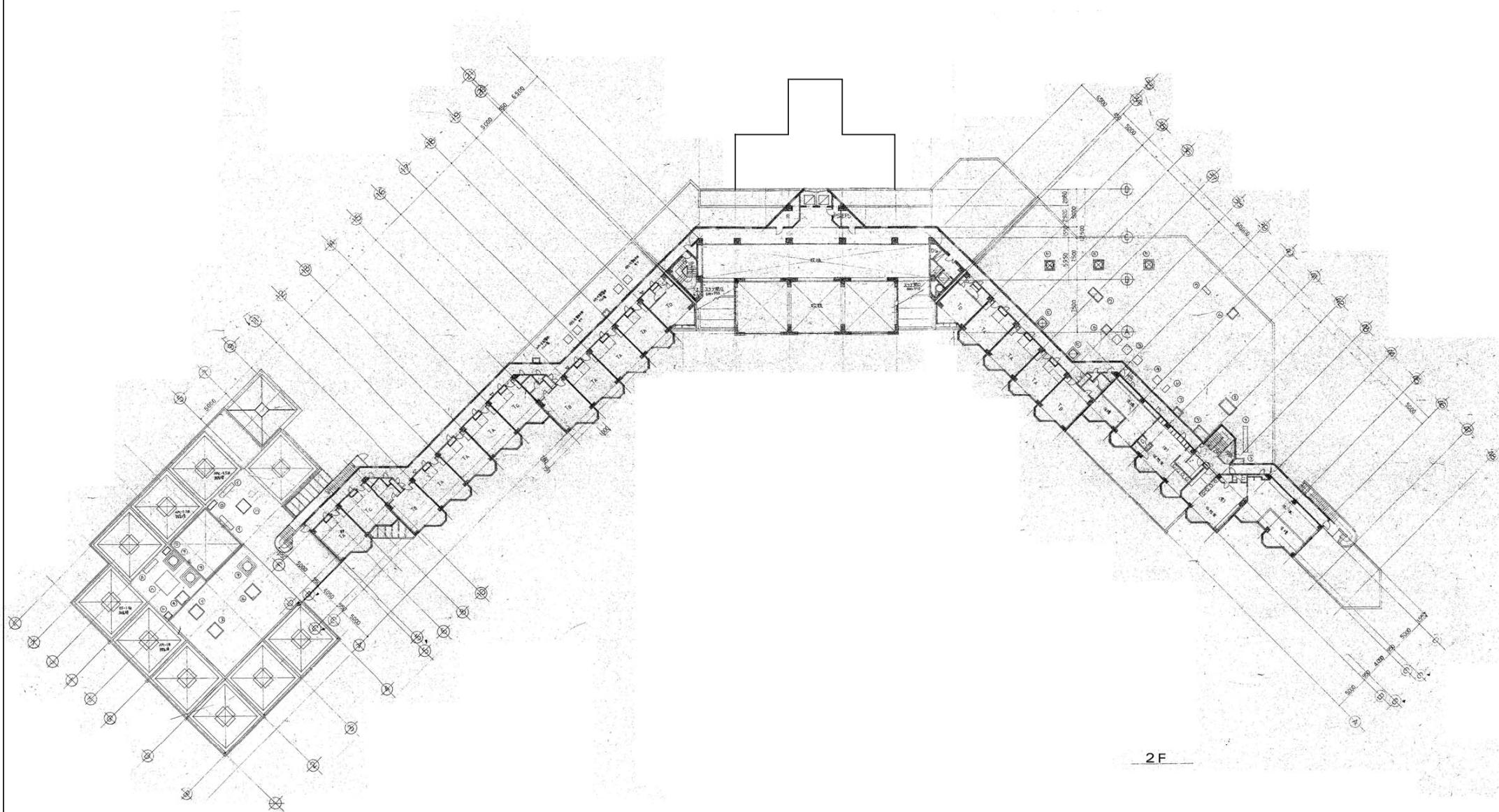
事業区域図



現況 1 階平面図

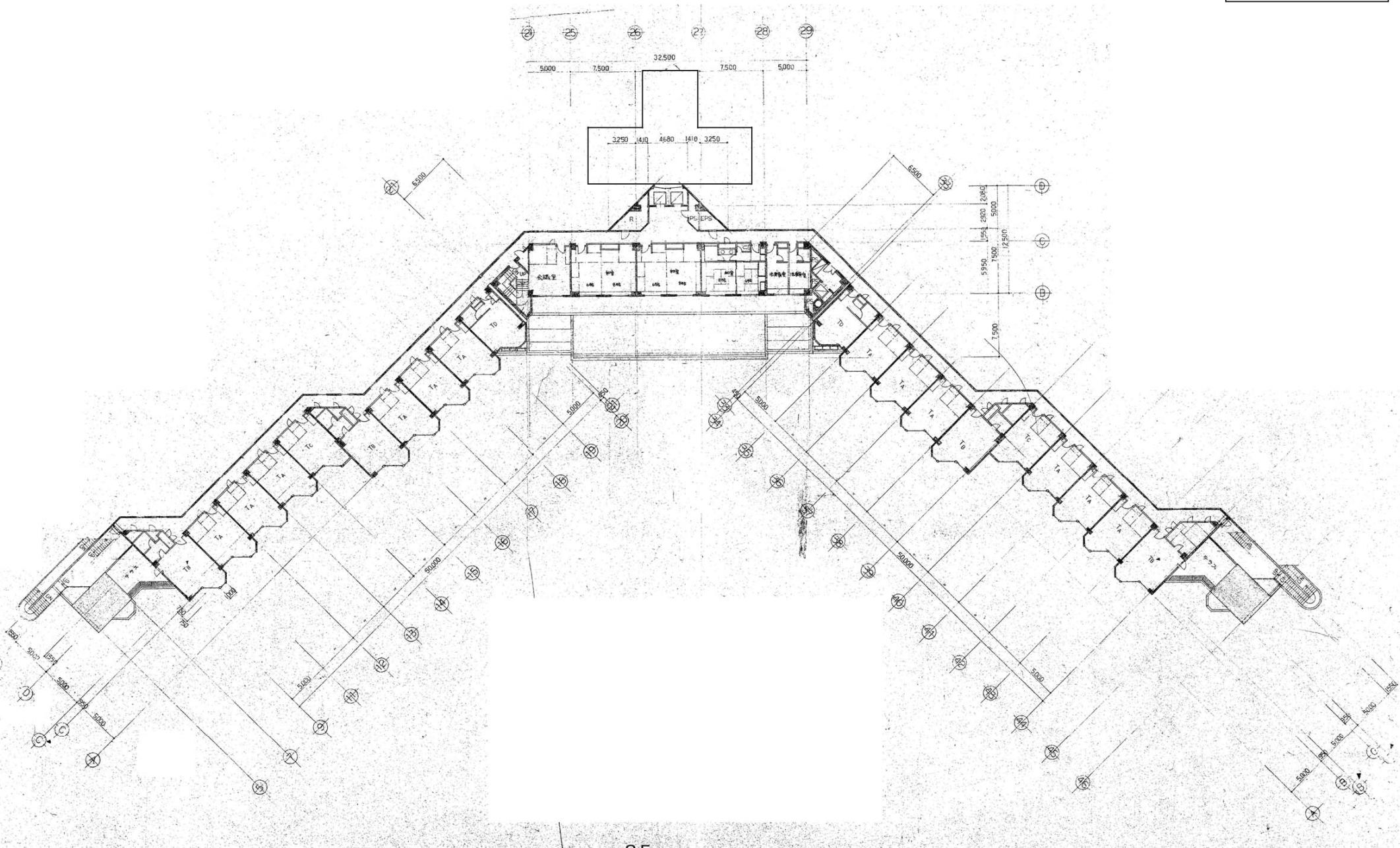


現況 2 階平面図



		部長 次長	チ-ム-リ-	課員		工事名称		図面名称	宿泊棟 現況 2階平面図	縮尺	図面番号
--	--	-------	--------	----	--	------	--	------	-----------------	----	------

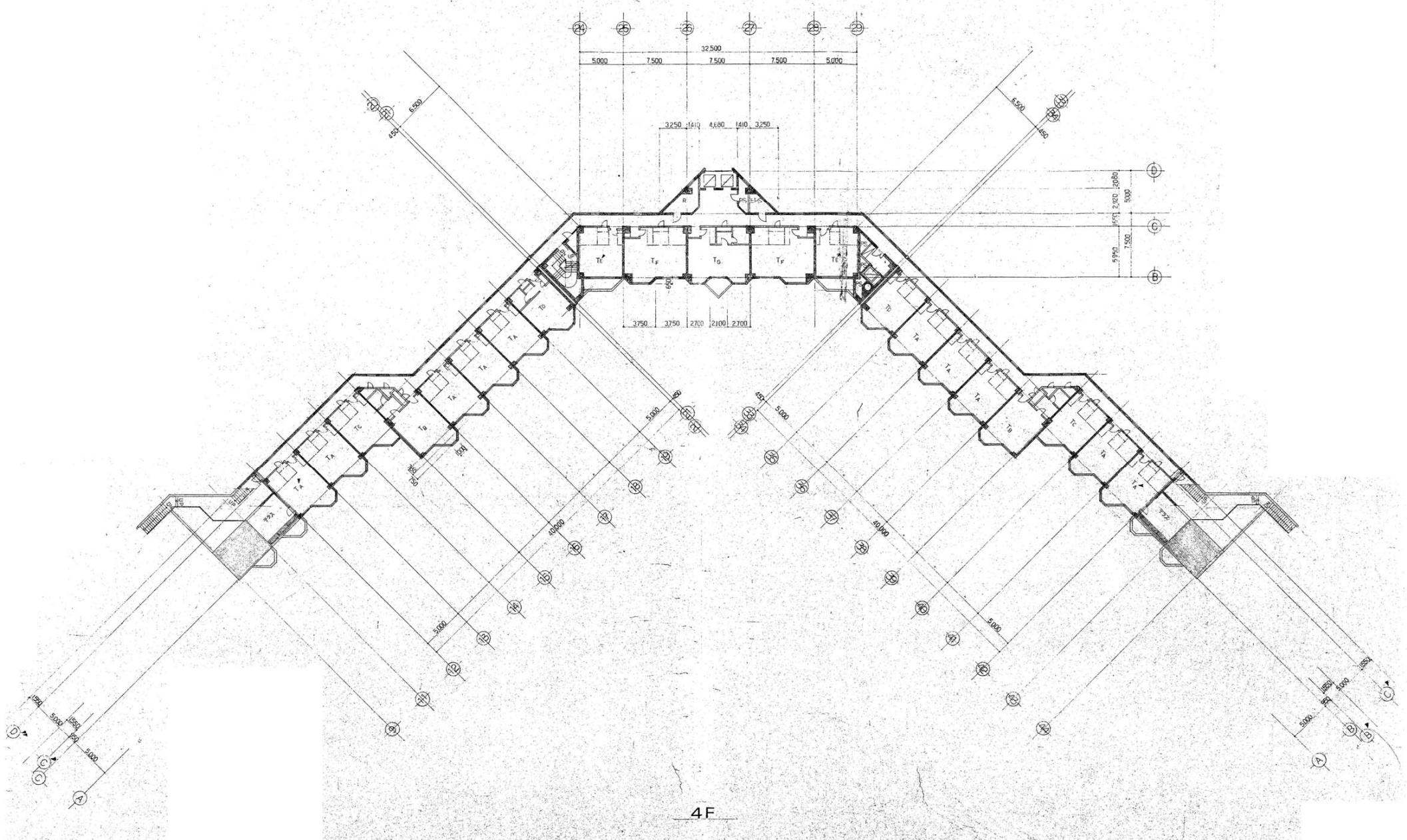
現況 3 階平面図



3 F

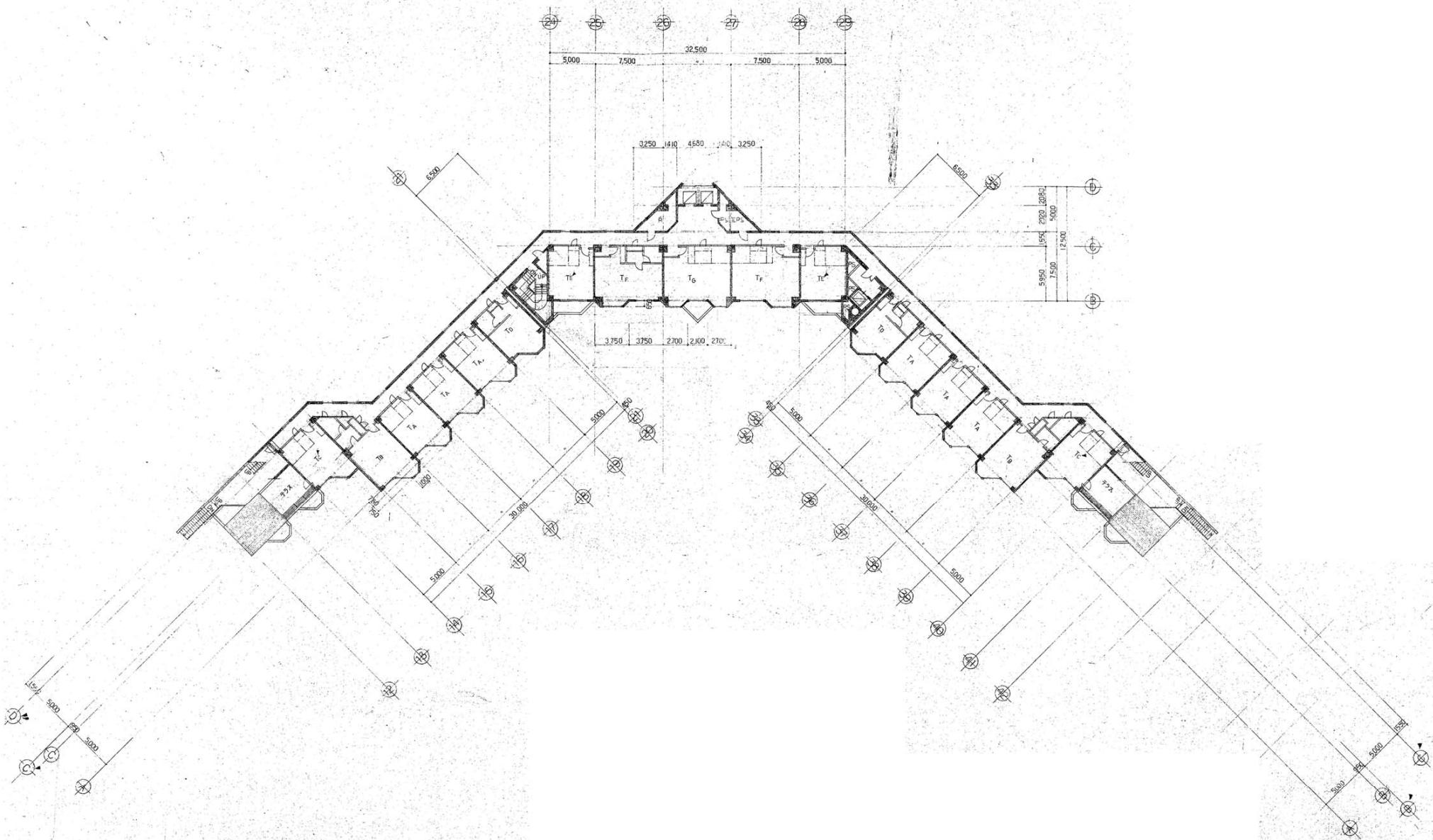
		部長 次長 チーフアシスタント 講員		工事名称		図面名称 宿泊棟 現況 3階平面図	縮尺 Non-scale	図面番号
--	--	--------------------	--	------	--	-------------------------	-----------------	------

現況 4 階平面図



		部長 次長 チーフアシスタント 講員		工事名称		図面名称 宿泊棟 現況 4階平面図	縮尺 Non-scale	図面番号
--	--	--------------------	--	------	--	-------------------------	-----------------	------

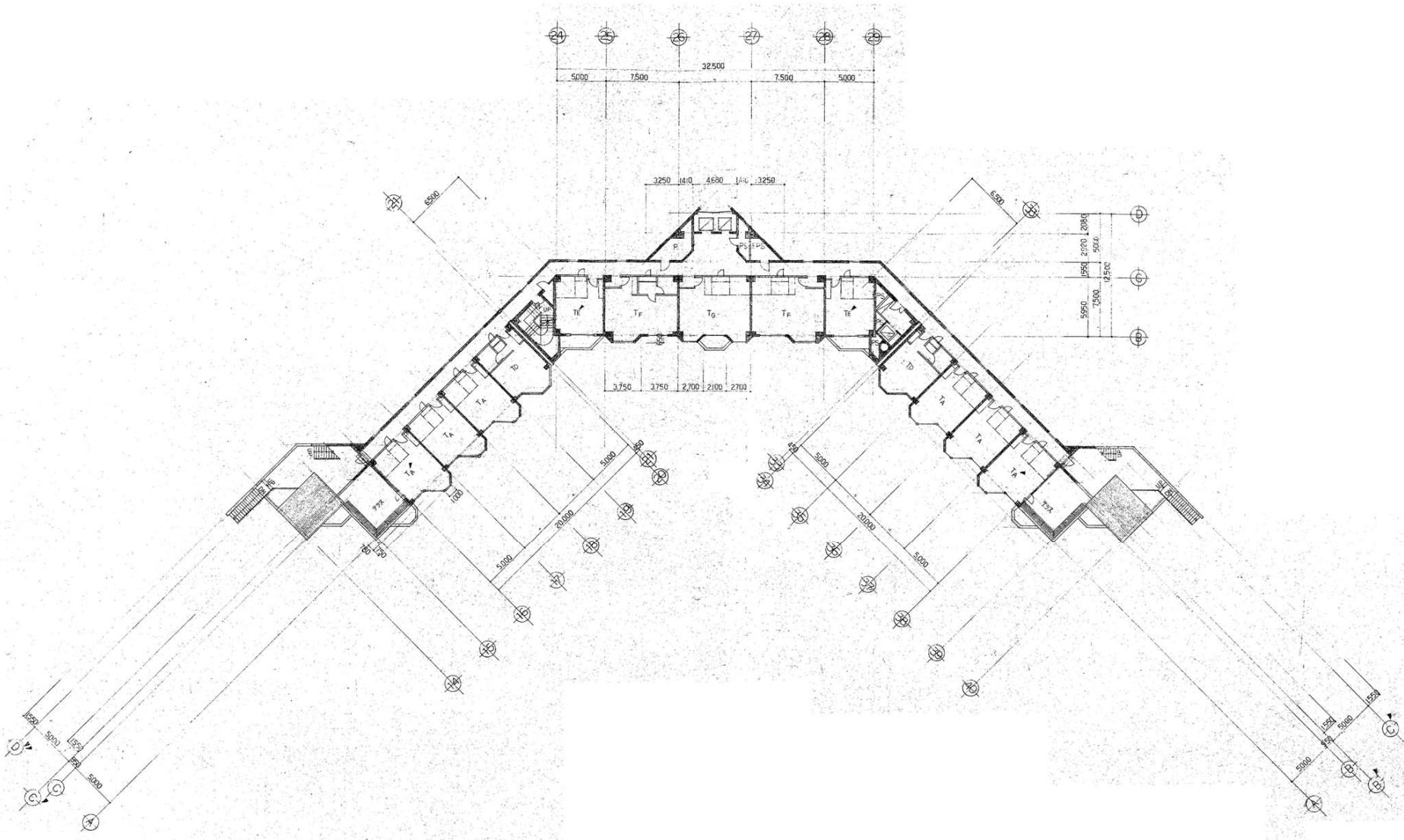
現況 5 階平面図



5 F

		部長 次長	チ-ム-ダ-ー	課員	工事名称	図面名称	縮尺	図面番号
--	--	-------	---------	----	------	------	----	------

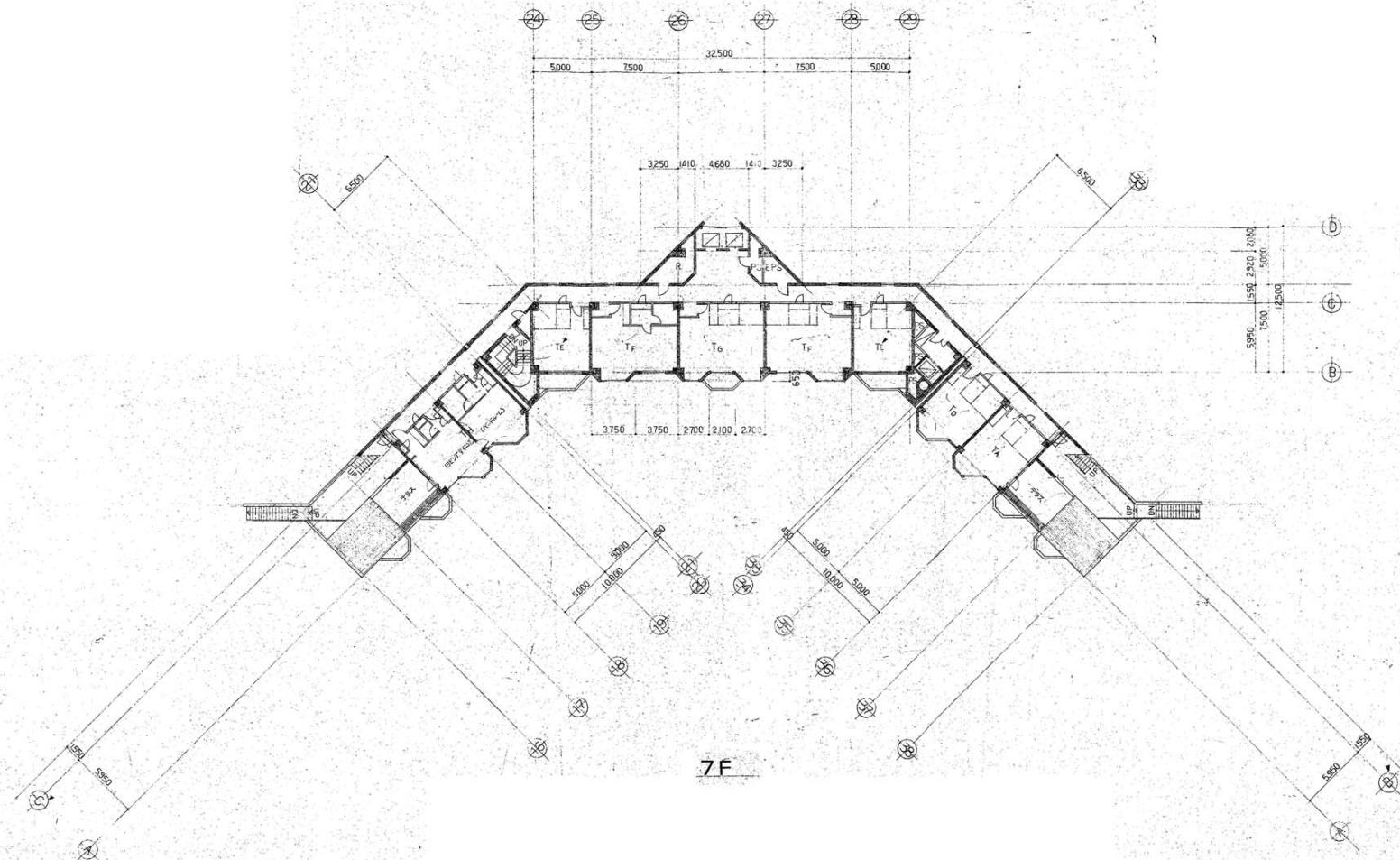
現況 6 階平面図



6F

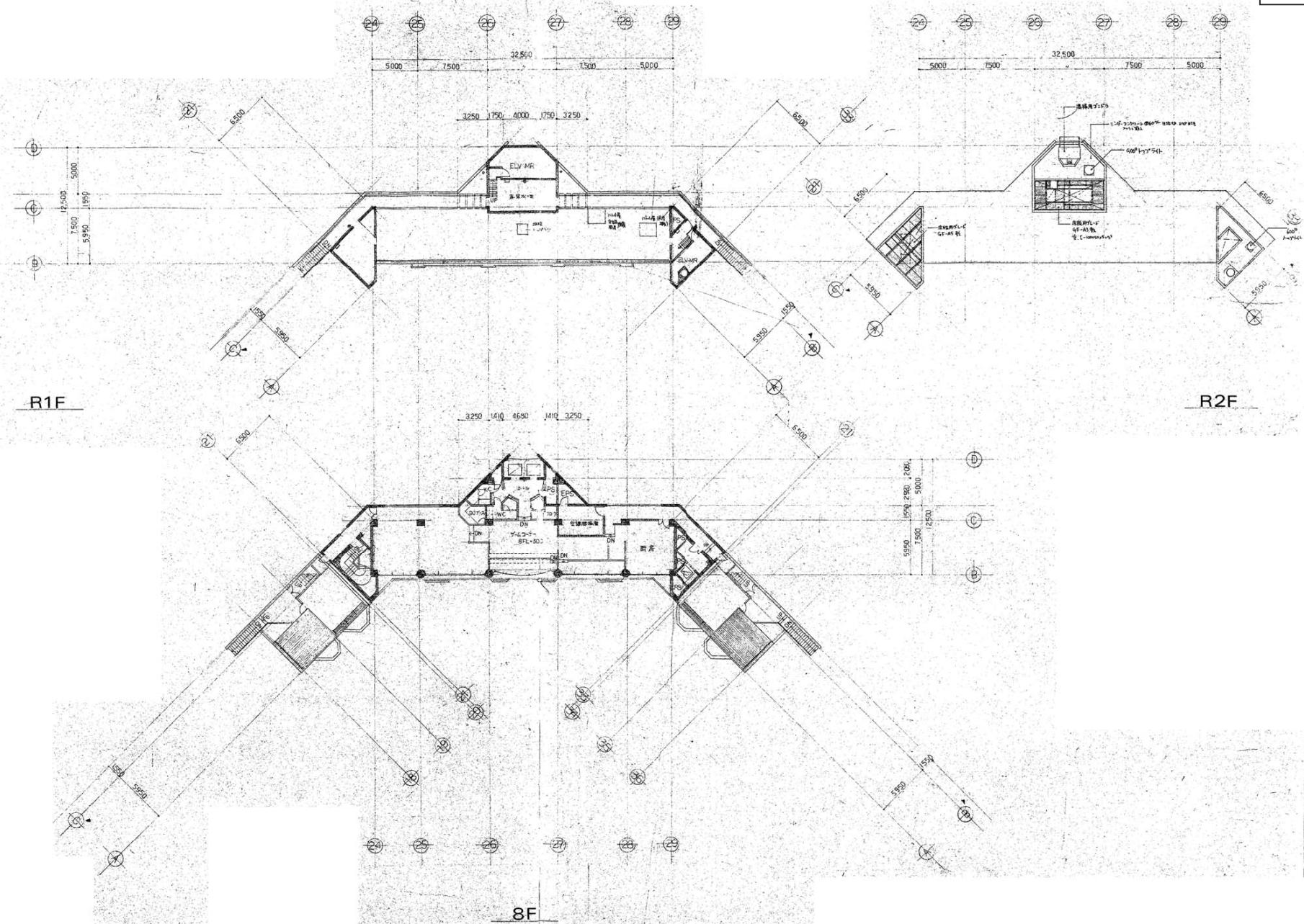
		部長 次長 チ-ル-シ-ヤ- 課員)	工事名称	因面名称 宿泊棟 現況 6階平面図	縮尺 Non-scale	因面番号
--	--	-------------------------	---	------	-------------------------	-----------------	------

現況 7 階平面図



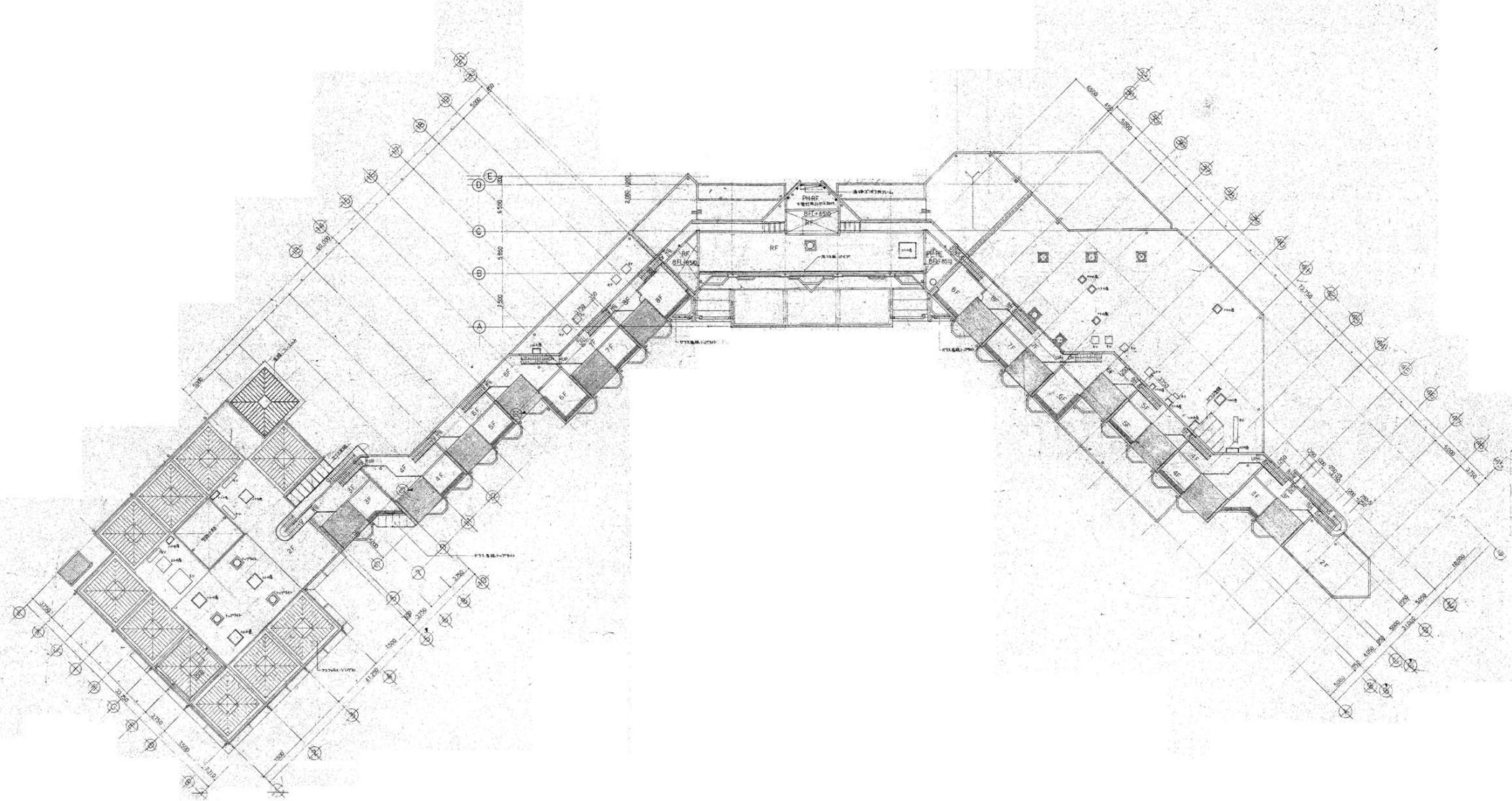
		部長 次長 チーフアシスタント	課員	工事名称	図面名称 宿泊棟 現況 7階平面図	縮尺 Non-scale	図面番号
--	--	--------------------	----	------	-------------------------	-----------------	------

現況 8 階平面図



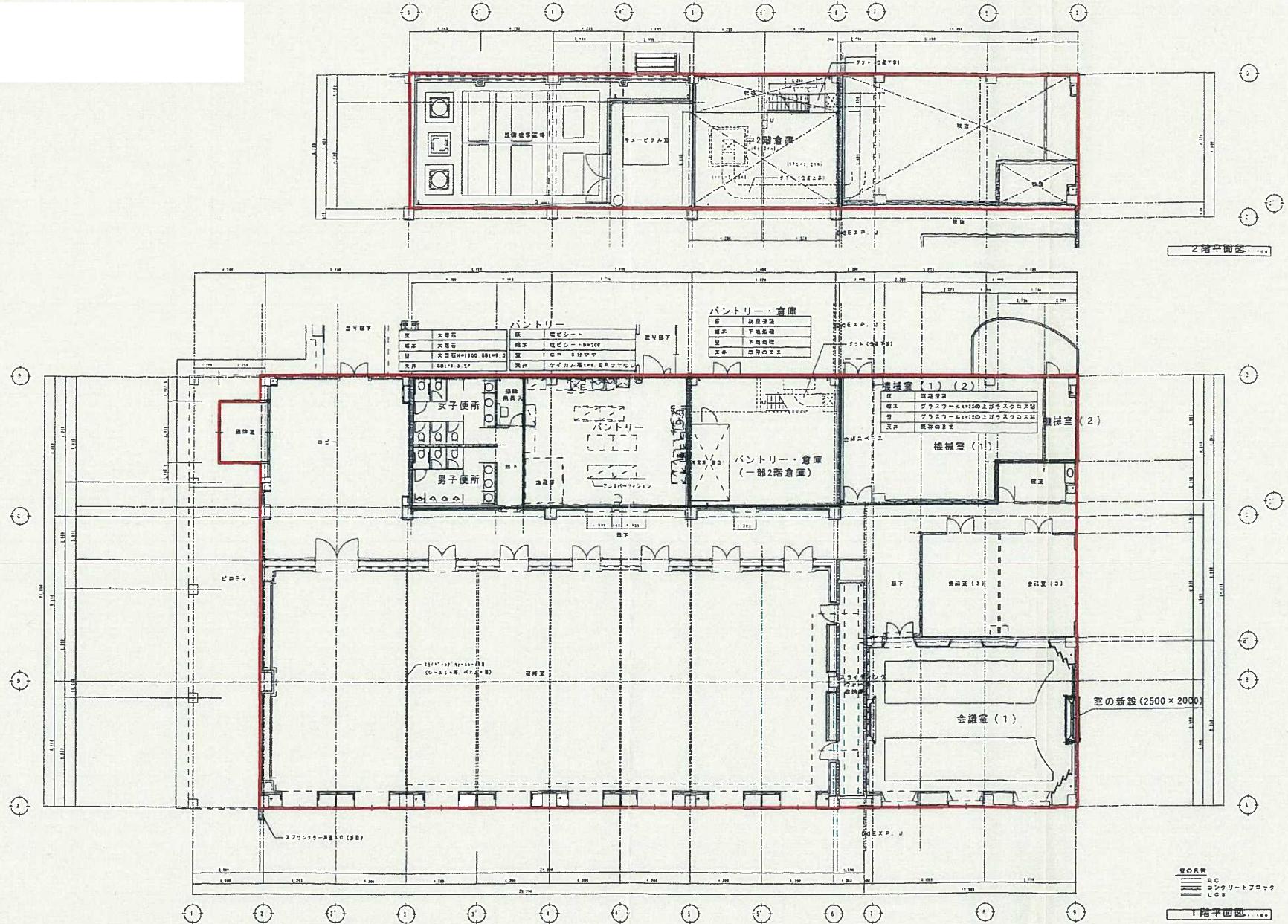
		部長 次長 チーリング 講員		工事名称	図面名称	縮尺	図面番号
					宿泊棟 現況 8階平面図	Non-scale	

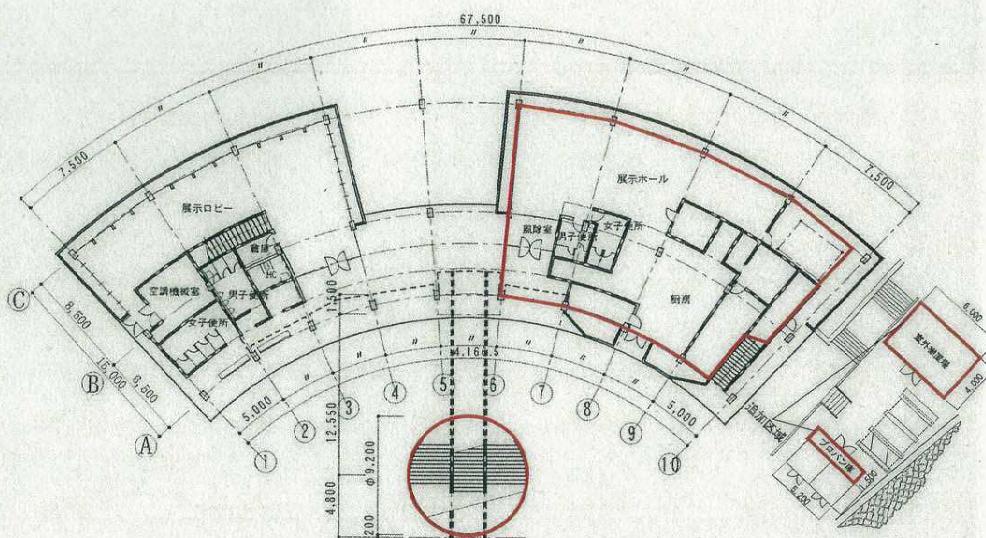
現況屋根伏図



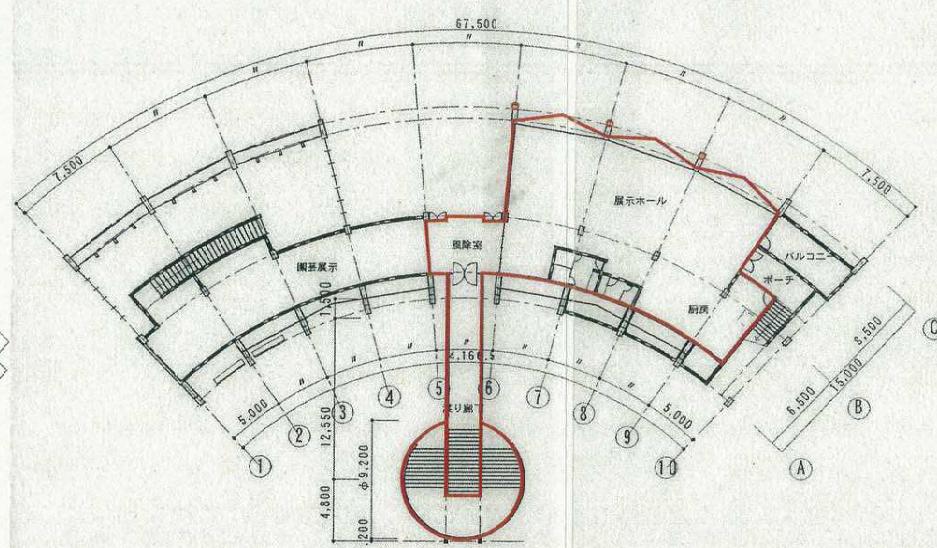
	部長 次長 チームリーダー 課員	工事名称	図面名称	縮尺	図面番号
			宿泊棟 現況屋根伏図	Non-scale	

研修宿泊施設 研修棟平面図

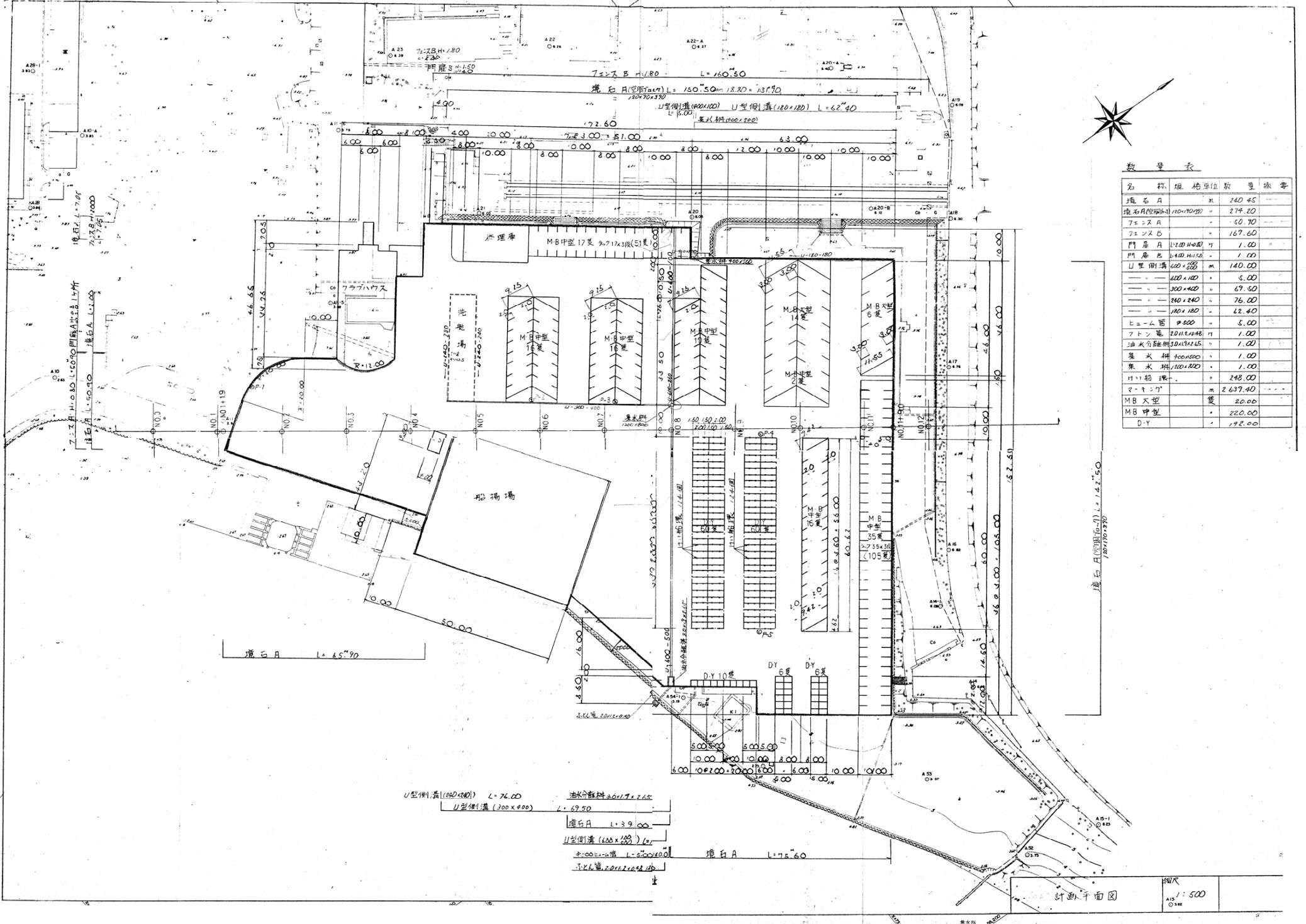




1 階

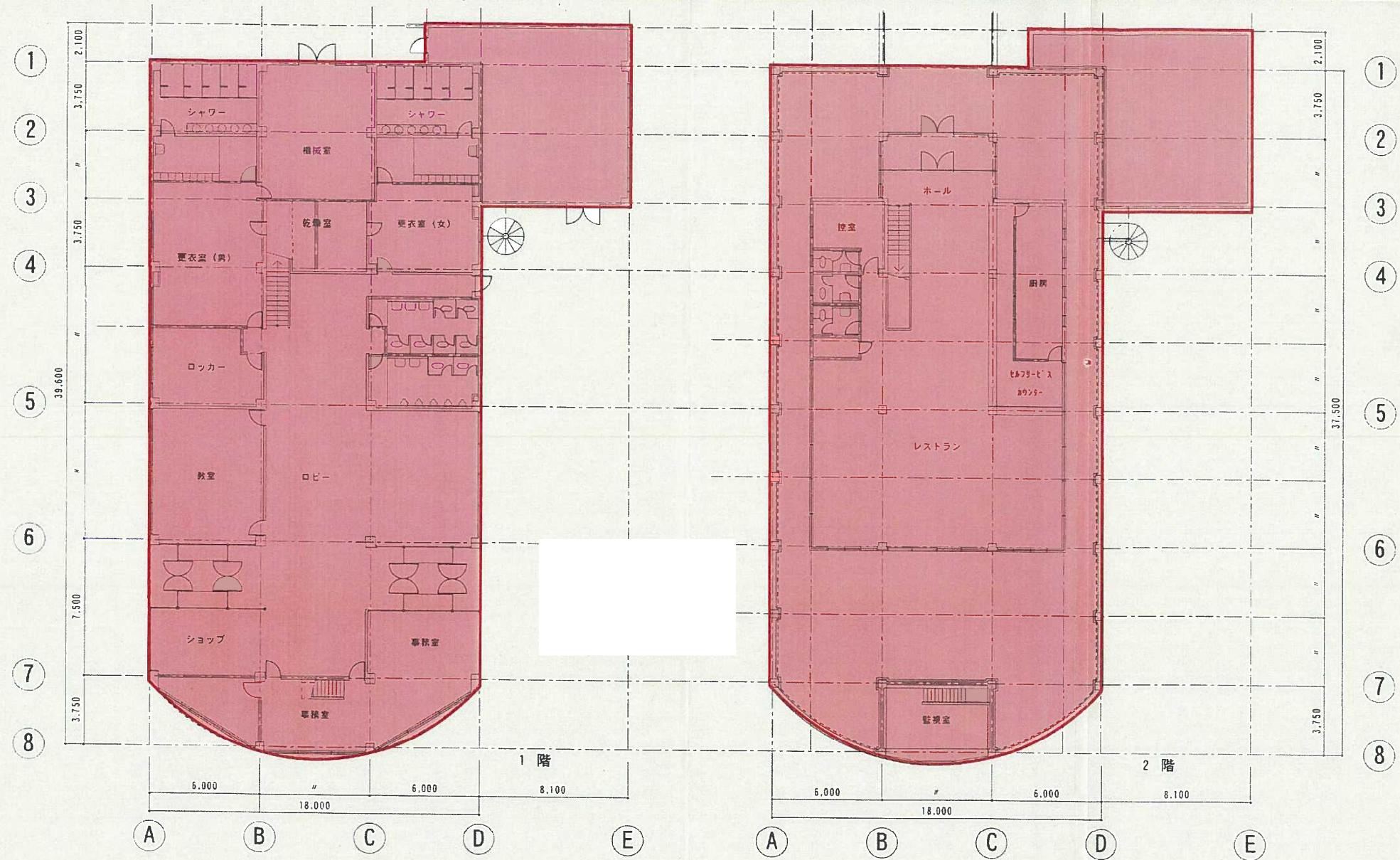


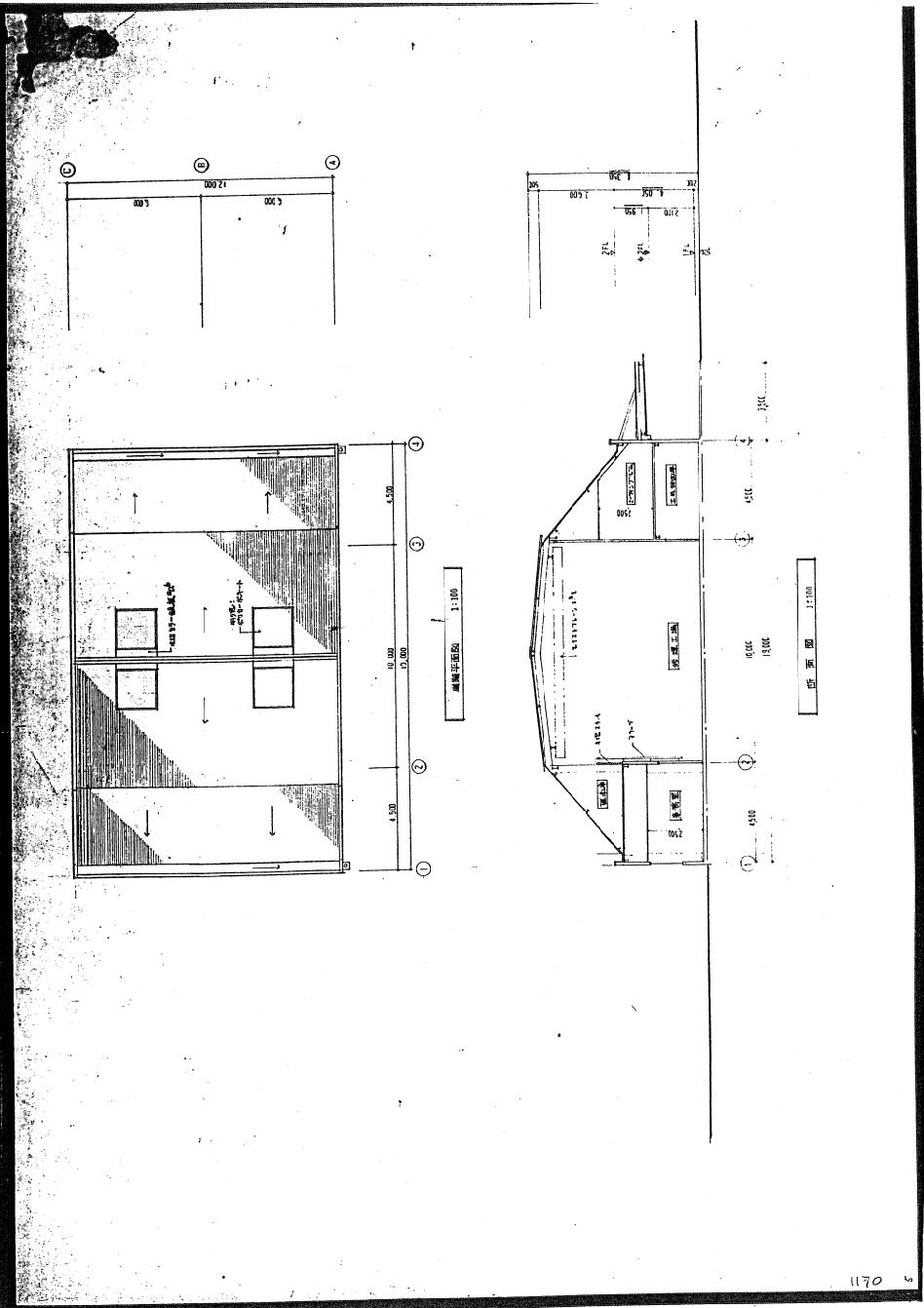
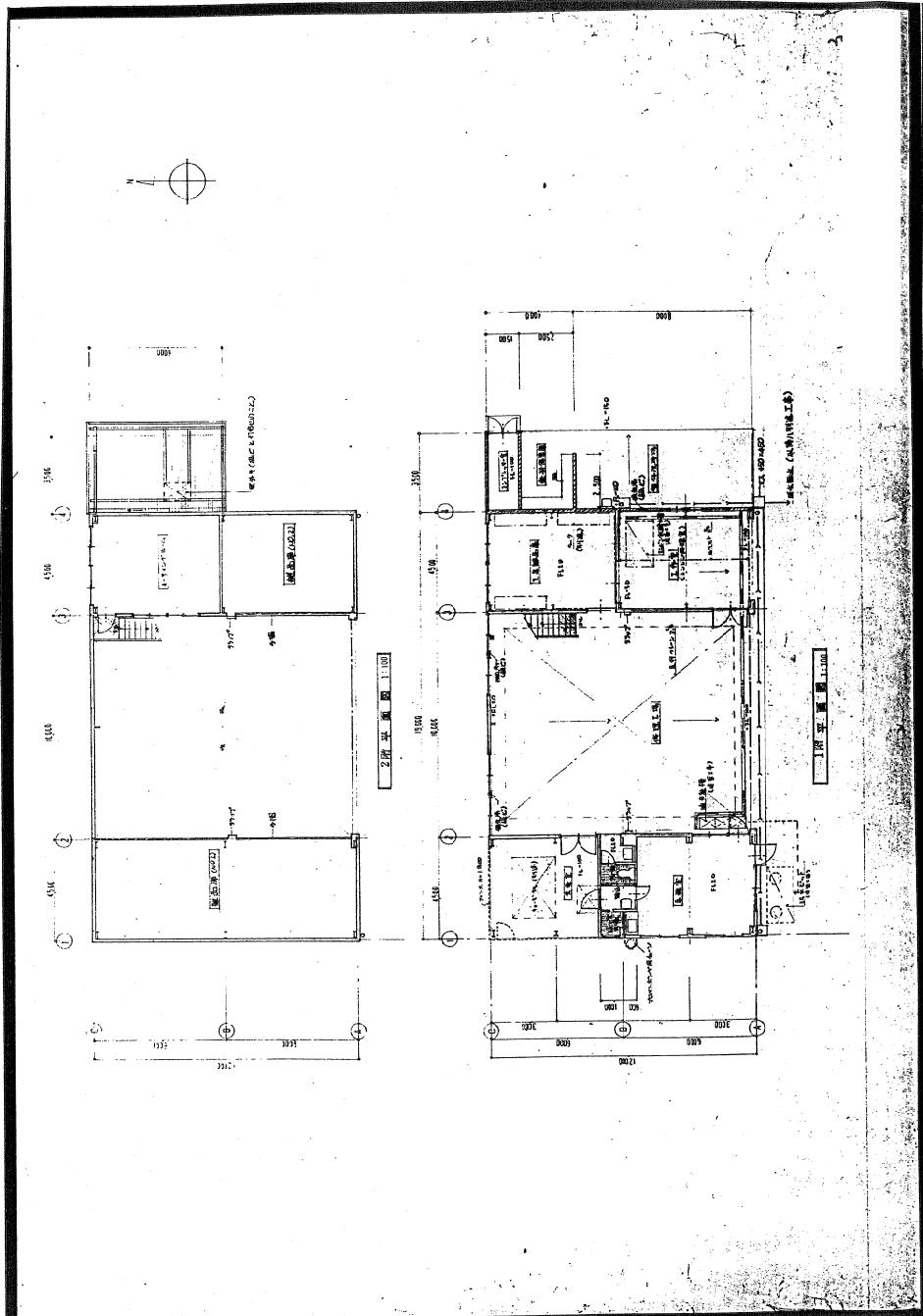
2 階



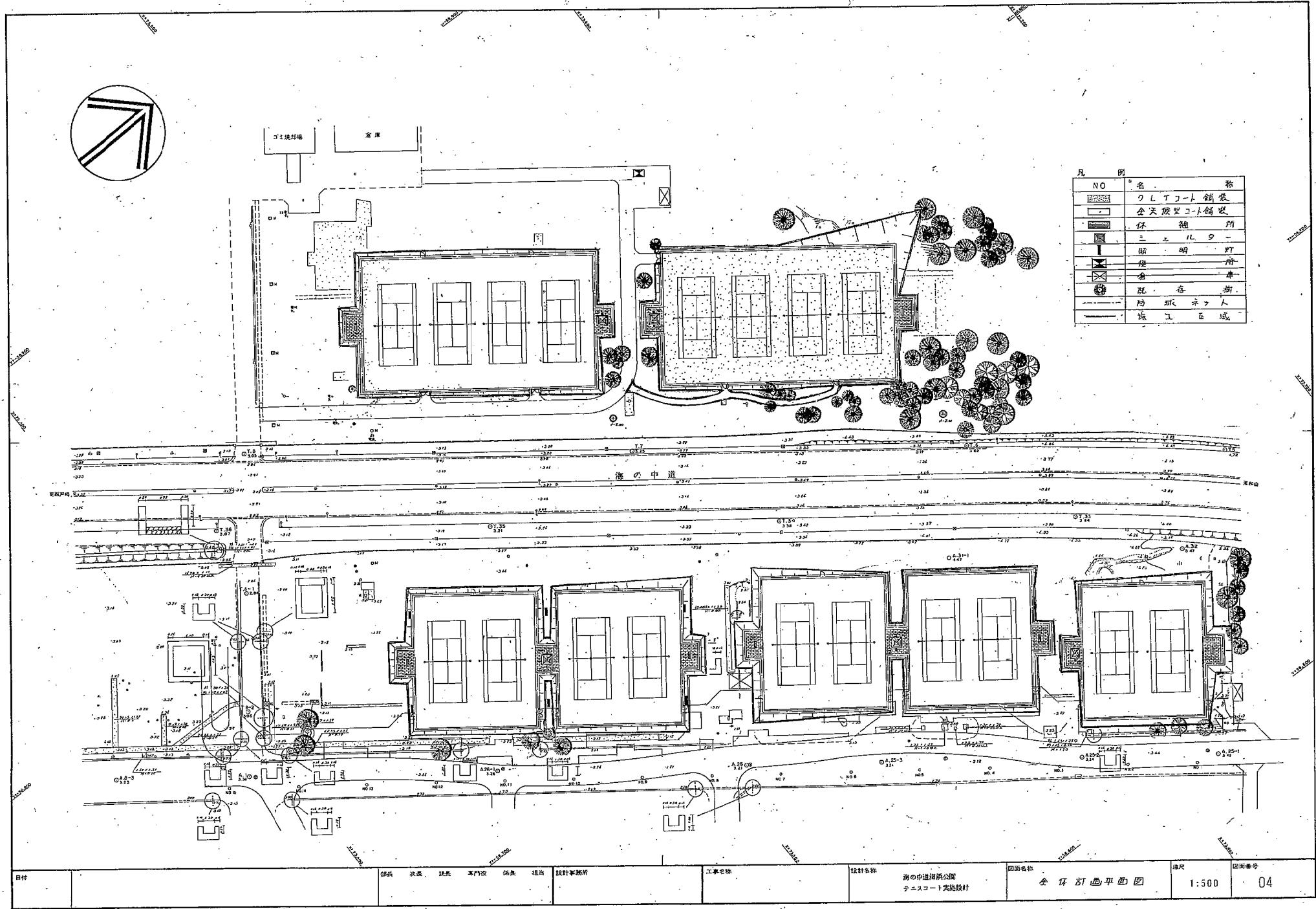
研修宿泊施設 クラブハウス

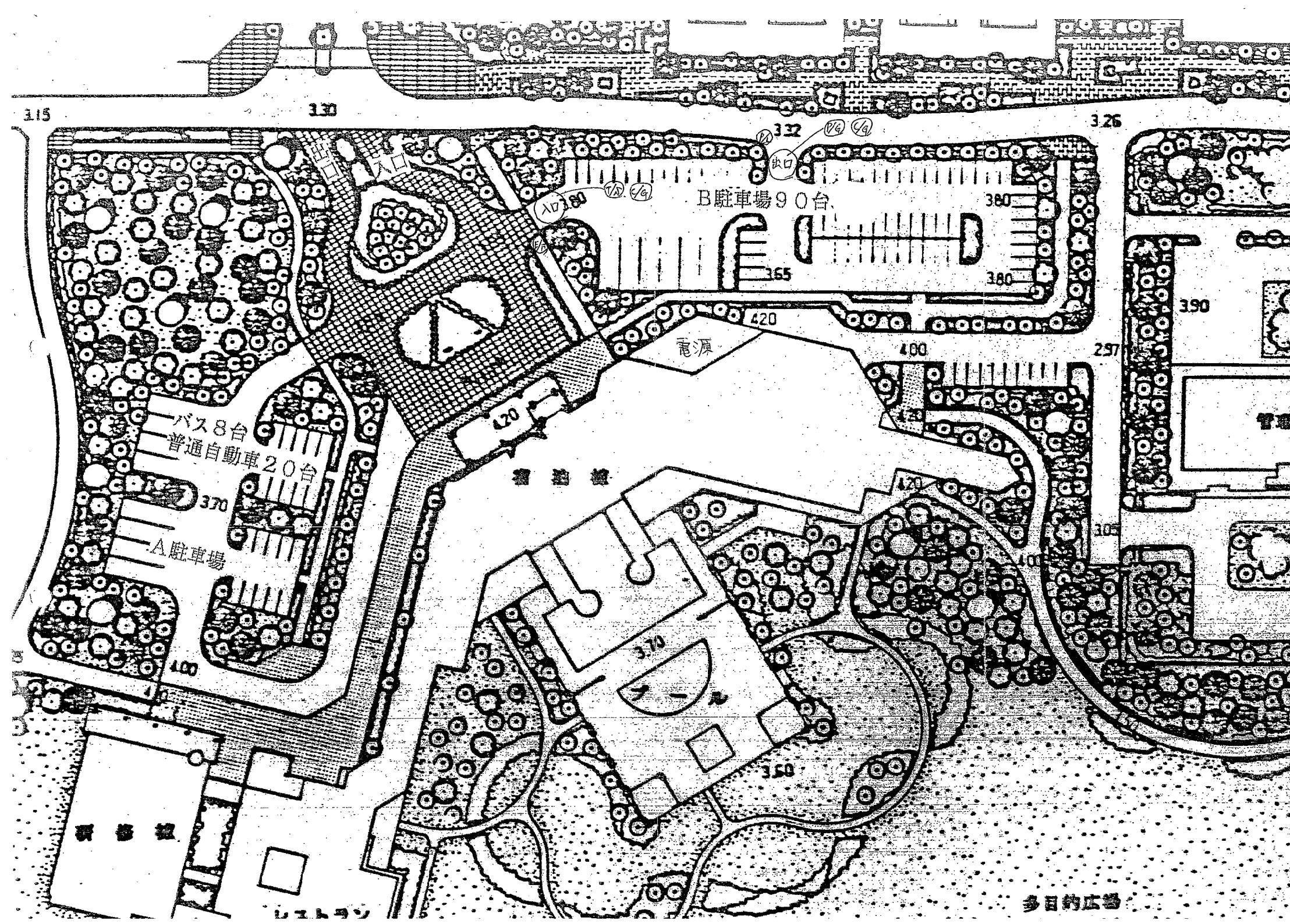
1 : 200

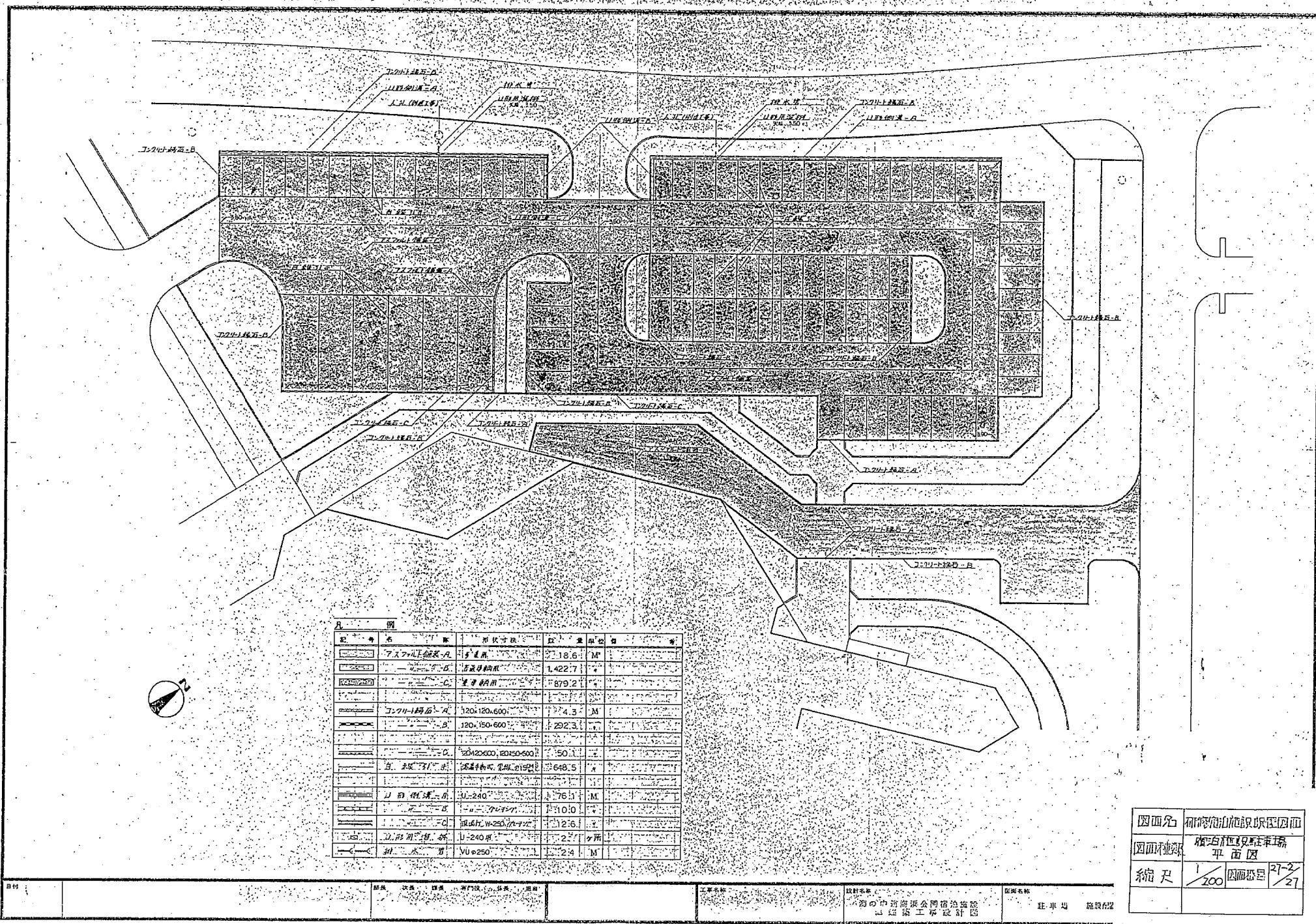




修理庫一般図







品 名	規 格	単 位	量	出 荷
アスファルト板 A	1.5mm	M ²	18.6	1
— B	表面粗削	M ²	1,422.7	1
— C	表面粗削	M ²	879.5	1
コンクリート板 A	120x120,600	M ²	4.3	1
— B	120x150,600	M ²	292.3	1
— C	120x260,600	M ²	50.1	1
自走式車 A	150mm	M ²	648.5	1
自走式車 B	120x240	M ²	76.3	1
自走式車 C	120x250	M ²	100.0	1
自走式車 D	W-250	M ²	1,216.7	1
自走式車 E	U-240	M ²	2.7	1
自走式車 F	VU-250	M ²	2.4	1

日付

部长、次长、副部长

長，「一招出」

—
—
—

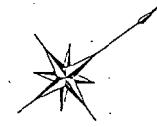
設計名前：中村宿泊施設
設計図面：中村宿泊施設工事設計圖

项目名称
驻-平阳 施设存

圆面名	研修油池設置用面		
圆面種類	省道行道及駐車場 平面圖		
縮尺	1/200	圓面基點	27-2 27

植栽工数表

樹種等	規格	数量	単位
アヘンア	ø5.0m 0.3m	222	株
ミツバツバキ	ø4	125	・
ミツバツバキ	ø3	125	・
ミツバツバキ	ø2	125	・
ハマビナガキ	ø1.5	222	・
ヒメツバキ	ø1	89	・
スギ	ø0.5	122	・

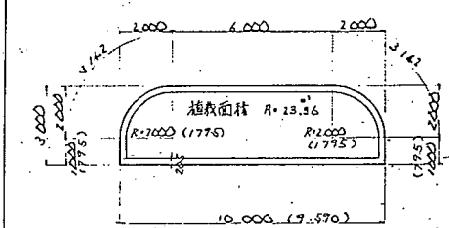


設 定 表

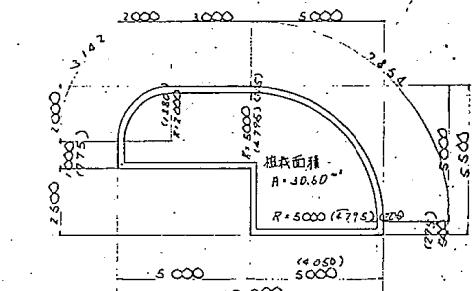
名 称	規 格	単 位	数 量	面 積
U型側溝A	m	-	112.90	
U型側溝B	m	-	14.00	
蓄水槽	m	7	2.00	
積石月	m	-	633.98	
Y-7=7	m	-	125.00	
総計合計	m	-	810.00	

植樹帯詳細平面 S=1:100

(1) A TYPE (側溝延長 21+24.224)



B TYPE (側溝延長 21+29.976)



$$\text{植栽面積 } 23.36 \times 8 + 30.6 \times 4 \\ = 307.32 \text{ m}^2$$

【要求水準書 別紙2】 資産所有区分の整理

事業期間中の所有者欄において「※」と記載されているものについては、維持管理・運営期間開始後、SPC が管理運営業務に必要な建物の内装や設備等を設置するものとする。この際、SPC と現事業者等との間での個別の協議により、SPC が現事業者等の所有する建物の内装や設備等の資産を譲り受けることは可能とし、SPC が譲り受けない現事業者等の所有資産については、現事業者等において撤去の義務を負う。なお、SPC が現事業者等の所有資産を譲り受ける場合は、SPC が現事業者等からの譲り受けを希望する資産項目や譲渡金額等、若しくは現事業者等がSPCへの譲渡を希望しない資産項目等を、SPCと現事業者等との間での個別の協議により定めるものとする。

資産	現所有者	大項目	中項目	事業期間中の所有者	事業の用に供した年月		
			構造躯体 床下断熱材 屋外設備機器基礎 プールの構造躯体 野外炊事施設舗床 玄関ルーム下部舗床	SPC			
		機構	屋内設備（設備配管等） 屋外設備（屋外埋設配管等）				
		動産	—				
宿泊施設 (ホテル)	現事業者等	建築等	仕上材 ブロック構造 床断熱材以外の断熱材 防水層 室内外のサイン プールの仕上材 プロパン庫 植栽（レストラン中庭、プール）	※	S62.4		
		設備等	給排水・衛生設備 冷暖房設備 電気設備 昇降機設備				
		動産	—				
		整備局	構造躯体 電気設備 機械設備			整備局	S62.4及び H8.8
研修棟	現事業者等	建築等	内装仕上 倉庫（仕上） サイン 什器				
		動産	—				
	整備局	建築等	休憩施設	整備局	S62.4		
テニスコート		建築等	コート18面 便所 収納倉庫 フェンス				
			屋外給排水埋設配管				
			屋外配線設備				
			照明設備				
			便所の給排水設備				

資産	現所有者	大項目	中項目	事業期間中の所有者	事業の用に供した年月
		動産	—		
マリーナ	SPC	建築等	舗装	SPC	S62.4
			フェンス		
			門扉		
			修理庫の構造躯体		
		設備等	屋内設備（土間埋設配管）		
			屋外給排水設備及び給排水埋設配管		
			屋外配線		
			受変電設備及び電盤		
			照明及び放送設備		
			動産		
		建築等	修理庫の仕上材	※	S62.4
			ガソリンスタンド		
			仮設スロープ		
		設備等	給排水・衛生設備		
			冷暖房設備		
			電気設備		
			動産		
クラブハウス（マリーナ内に設置されている建物）	SPC	建築等	構造躯体	※	S62.4
			床下断熱材		
			屋外設備機器基礎		
		設備等	屋内設備		
			屋外設備		
	現事業者等	建築等	仕上材		
			ブロック構造		
			床下断熱材以外の断熱材		
			防水層		
			室内外のサイン		
	現事業者等	設備等	給排水・衛生設備		
			冷暖房設備		
			電気設備		
		動産	—		
			—		
駐車場(A)	整備局	建築等	舗装	整備局	S62.4
		設備等	植栽		
		動産	—		
		—	—		
駐車場(B)	SPC	建築等	舗装	SPC	S62.4
		設備等	植栽		
		動産	—		
		—	—		
		—	—		
駐車場(C)	整備局	建築等	舗装	整備局	S62.4
		設備等	植栽		
		動産	—		
		—	—		
シオヤ岬 レストハウス	現事業者等	建築等	内装	※	H3.8
		設備等	電気設備		
		動産	機械設備		
		—	—		
		—	—		

【要求水準書 別紙3】解体撤去範囲図

玄界灘

屋外劇場

国営海のまち海浜公園事務所

マリーナ
(クラブハウス、修理庫舎)

日駐車場

宿泊施設
(ホテル)

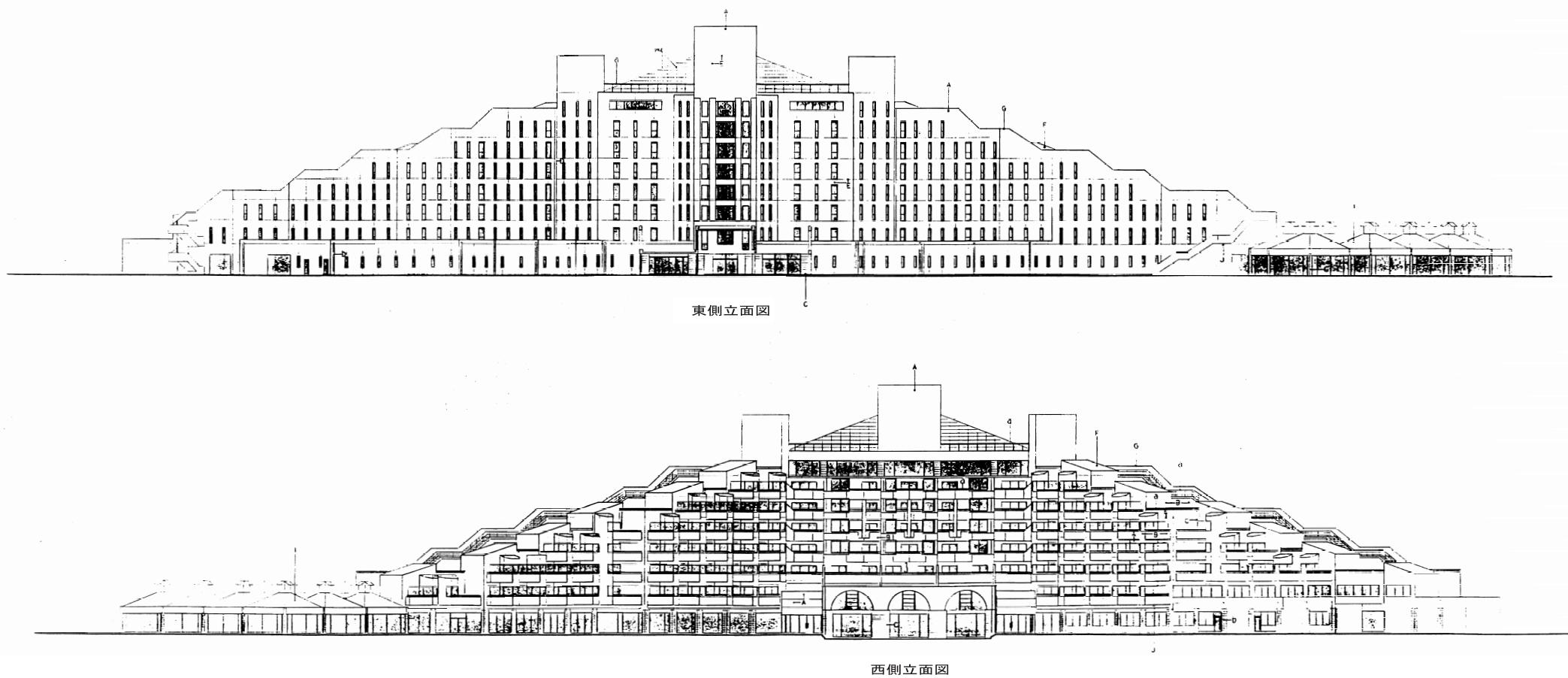
プール・舗装等

子供の広場

海の中道渡船場

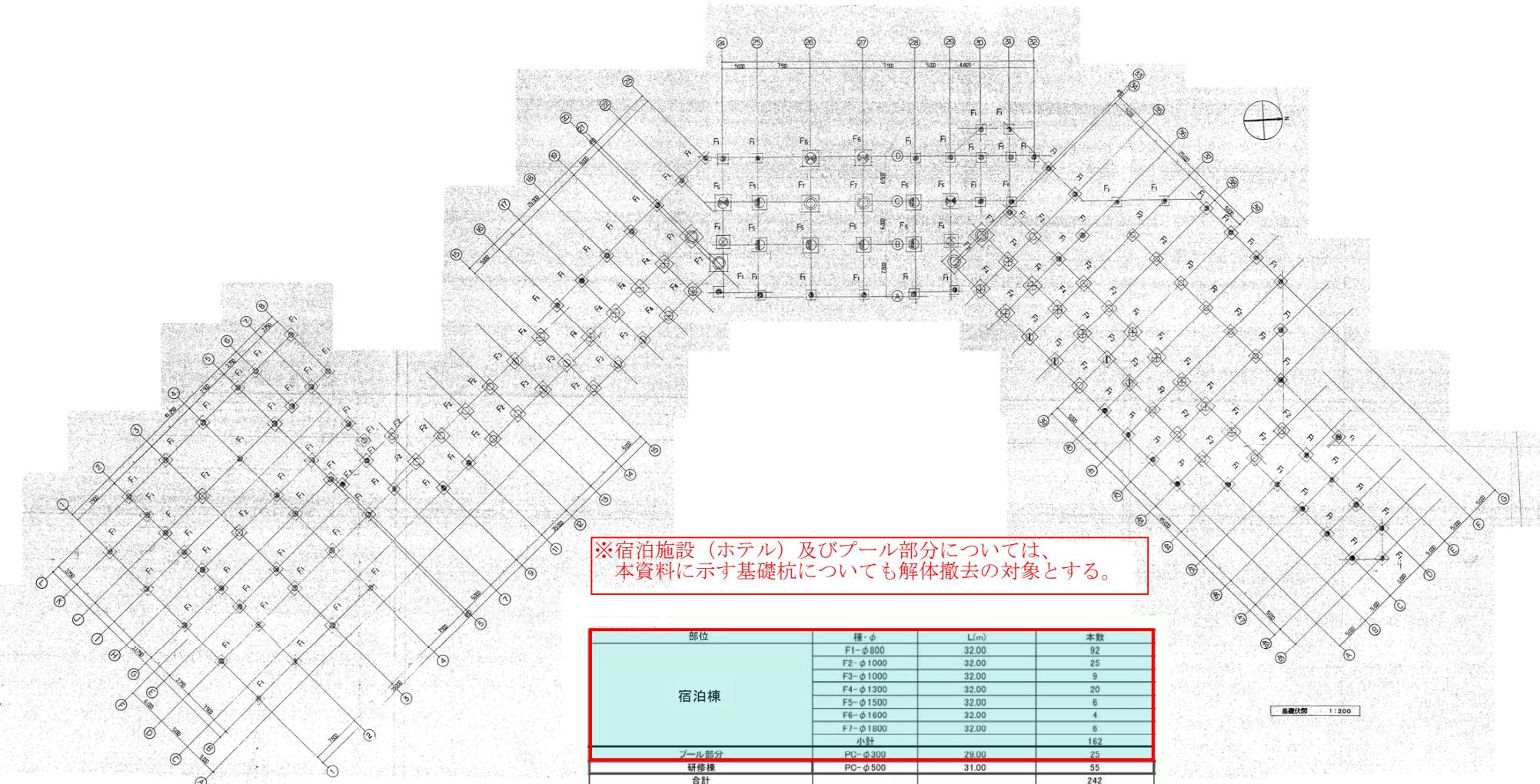
博多湾

宿泊施設（ホテル）現況東・西側立面図



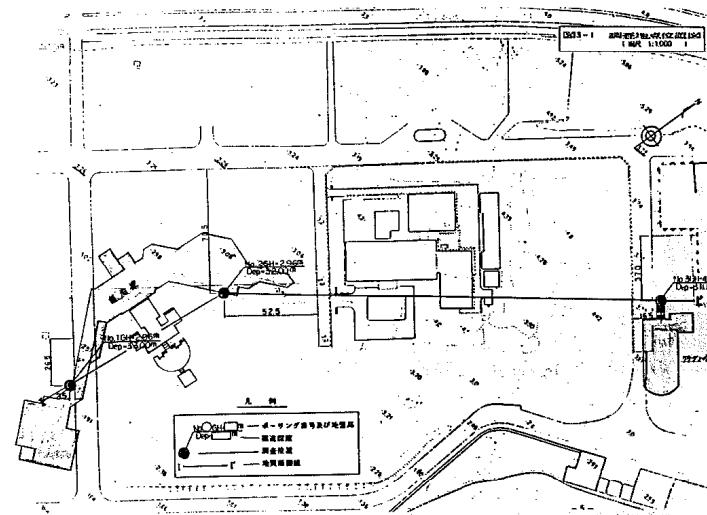
	部長 次長 チームリーダー 課員	工事名称	業務名称 特定公園施設修繕計画策定等業務	図面名称 宿泊棟 現況東・西側立面図	縮尺 Non-scale	図面番号
--	------------------	------	-------------------------	--------------------------	-----------------	------

宿泊施設（ホテル）杭伏図

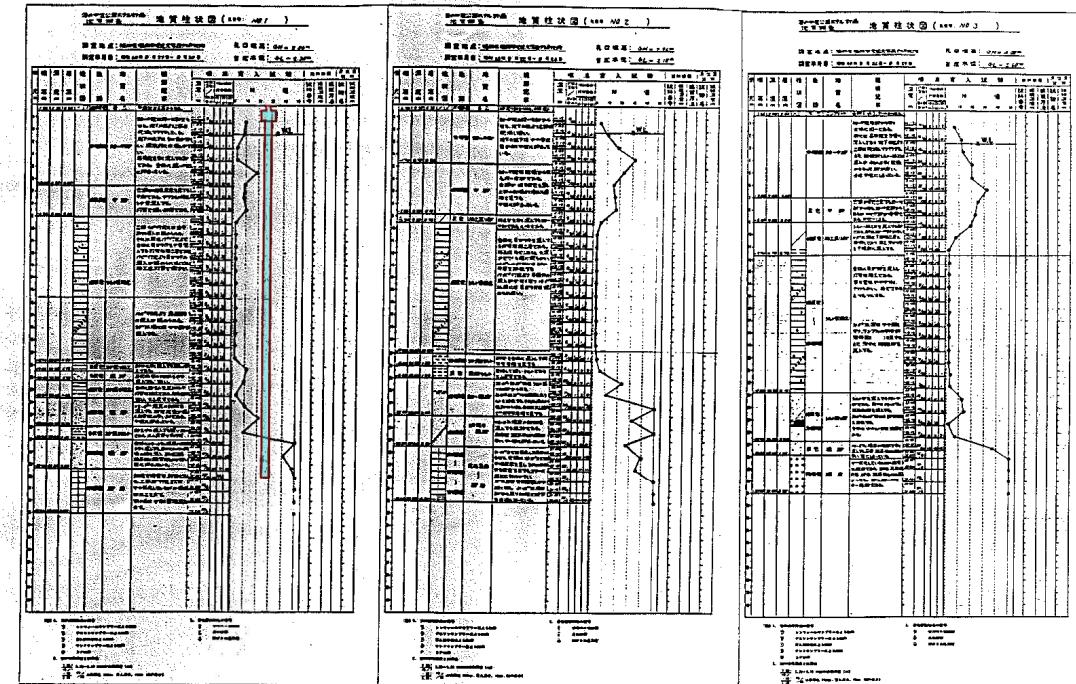


部長	次長	チームリーダー	担当	工事名	業務名	図面名	縮尺	図面番号
					特定公園施設修繕計画策定等業務	杭伏図	S=1/600	

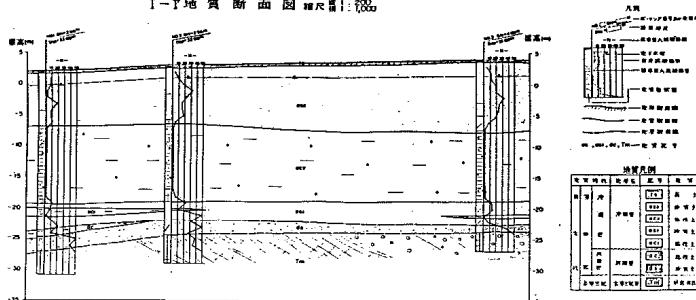
調査地位置図



地質柱状図

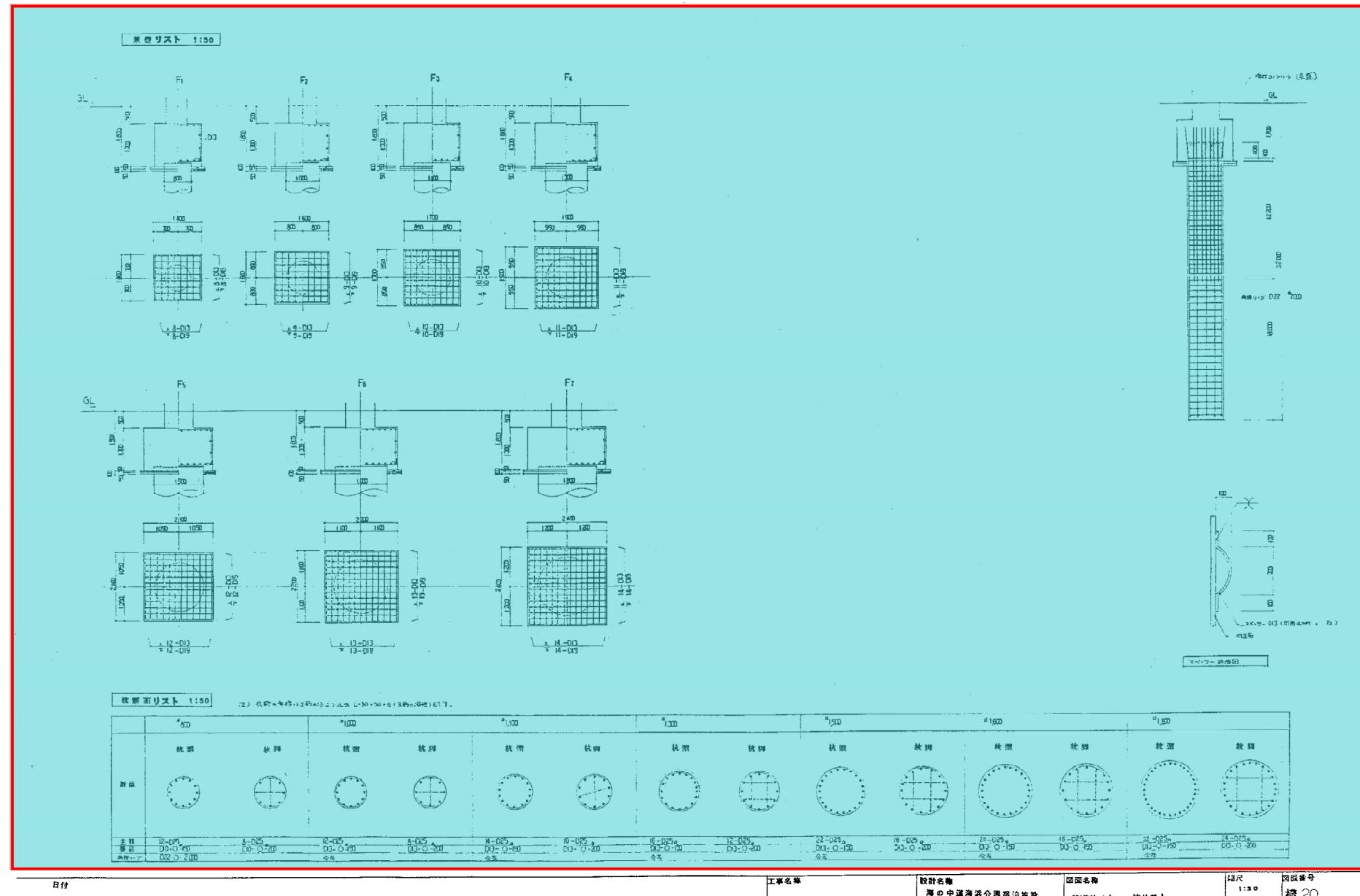


■ : 撤去対象



日付 60.10.15	基高 次高 深高 専門機 作業 担当	工事名 海の中道海滨公園施設 仙連塗工事設計図	地質柱状図	規尺 一 図面番号 構 2
----------------	-----------------------------------	-------------------------------	-------	------------------------

全ての基礎が撤去対象



日付

工事

設計名物
海の中道海滨公園施設
他建築工事設計

図面名稱

尺寸
1:30
圖面番号
構 20
1545

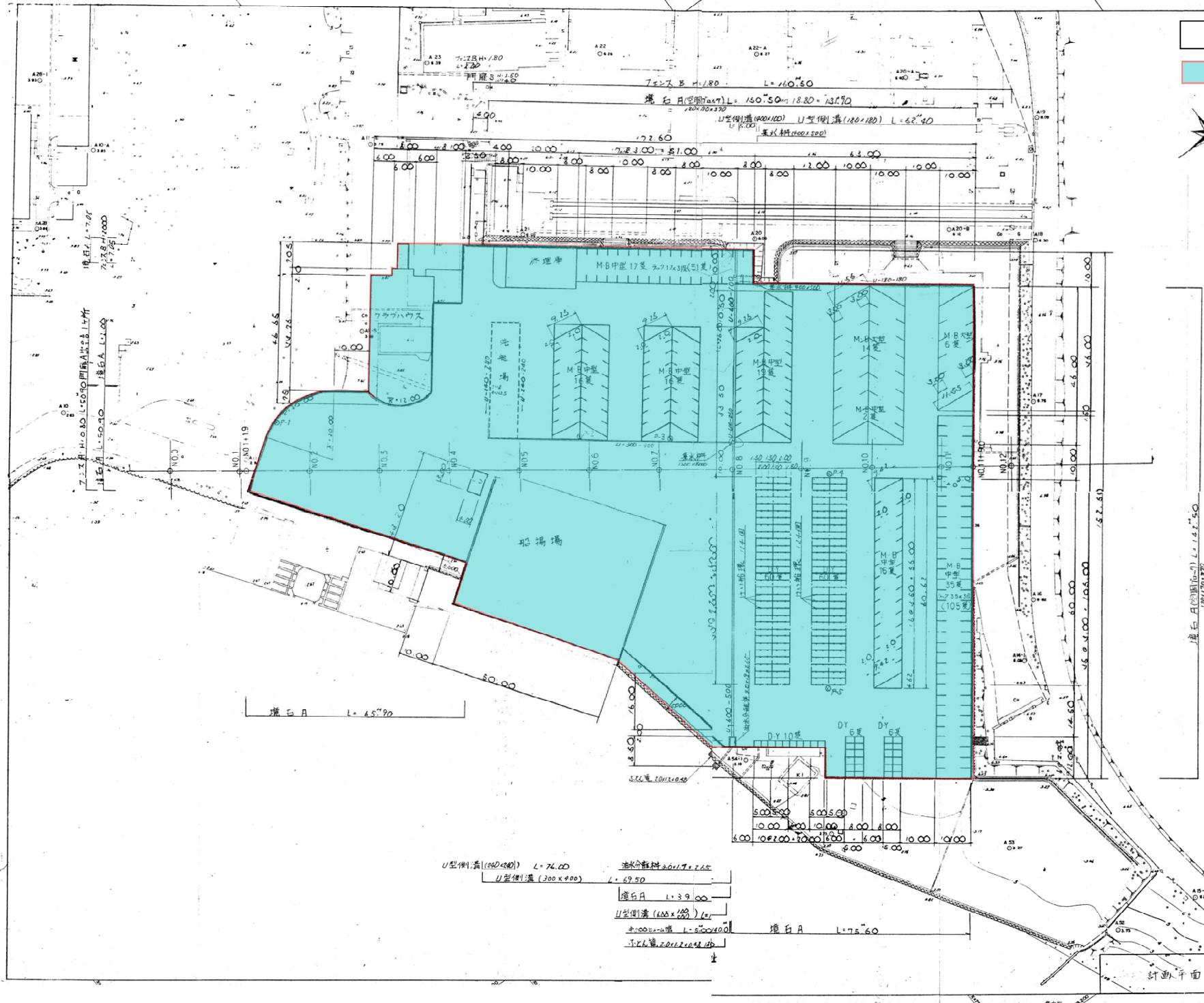
マリーナ平面図

解体撤去対象範囲

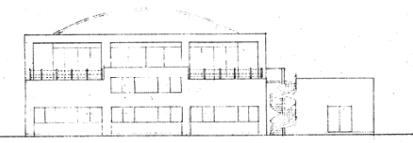


数量表

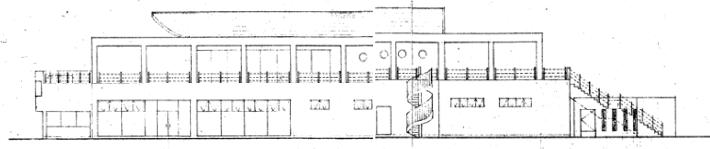
名 称	規 格	単位	数 量	備 考
塊石 A		m	240.45	
塊石 A 横幅(100×100)	L=100.00 H=100.00	m	274.20	
エニス A		m	60.70	
エニス B		m	167.60	
門扉 A	L=100 H=180	m	1.00	
門扉 B	L=100 H=180	m	1.00	
U型側溝(100×100)	L=100.00	m	140.00	
---	100×100	m	5.00	
---	300×100	m	67.50	
---	240×240	m	76.00	
---	100×100	m	22.40	
ヒューム管	Φ500	m	5.00	
フトン管	2011×2448	m	1.00	
油水分离器(Φ494×L55)		m	1.00	
集水管	Φ100×200	m	1.00	
集水渠	Φ100×800	m	1.00	
ド・ボルト		m	248.00	
マーキング		m	2,637.40	
MB 大型		m	20.00	
MB 中型		m	220.00	
D-Y		m	192.00	



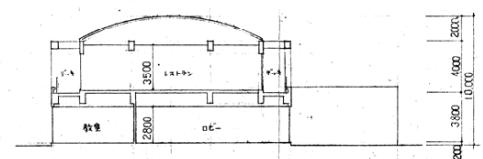
マリーナ内クラブハウス図面



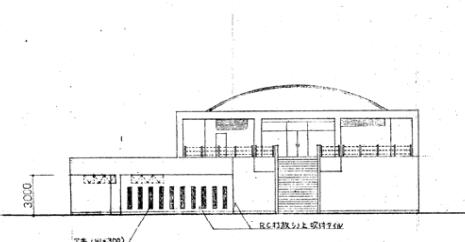
南立面図



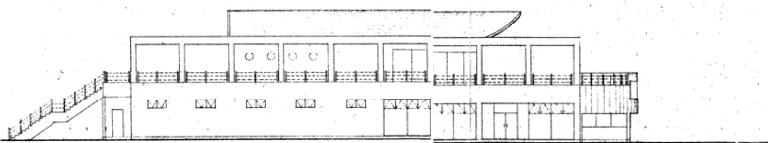
東立面図



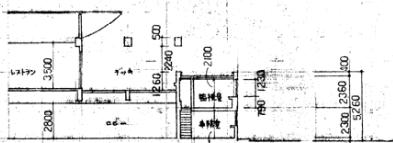
断面図



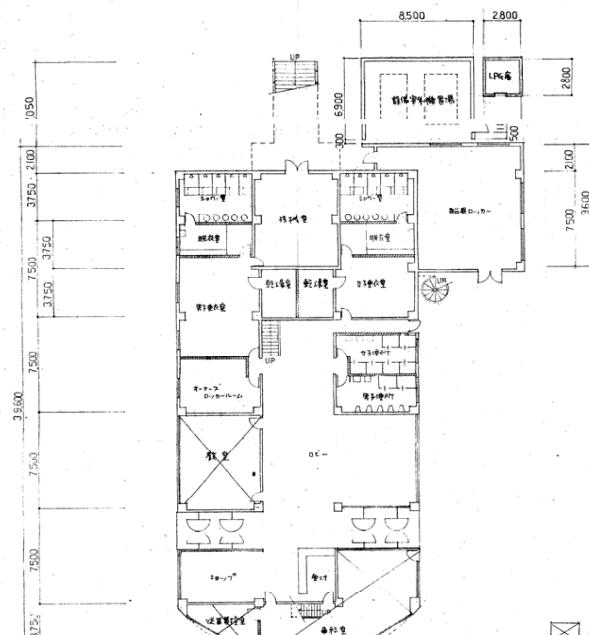
北立面図



西立面図



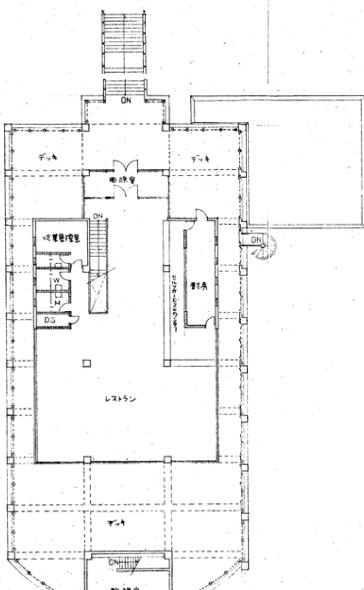
断面図



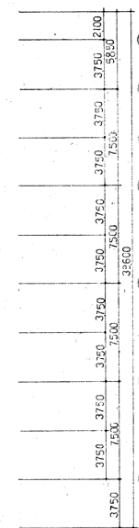
1階平面図

△: 1階スラブ下断熱材
施工範囲

1階平面図

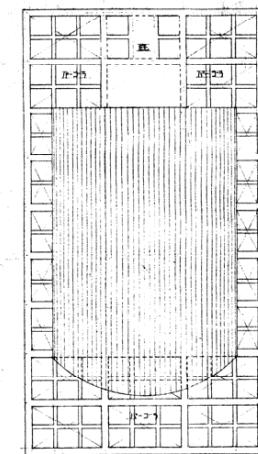


2階平面図



工事名稱

設計名稱
海の中道海浜公園宿泊施設
地盤工事設計図



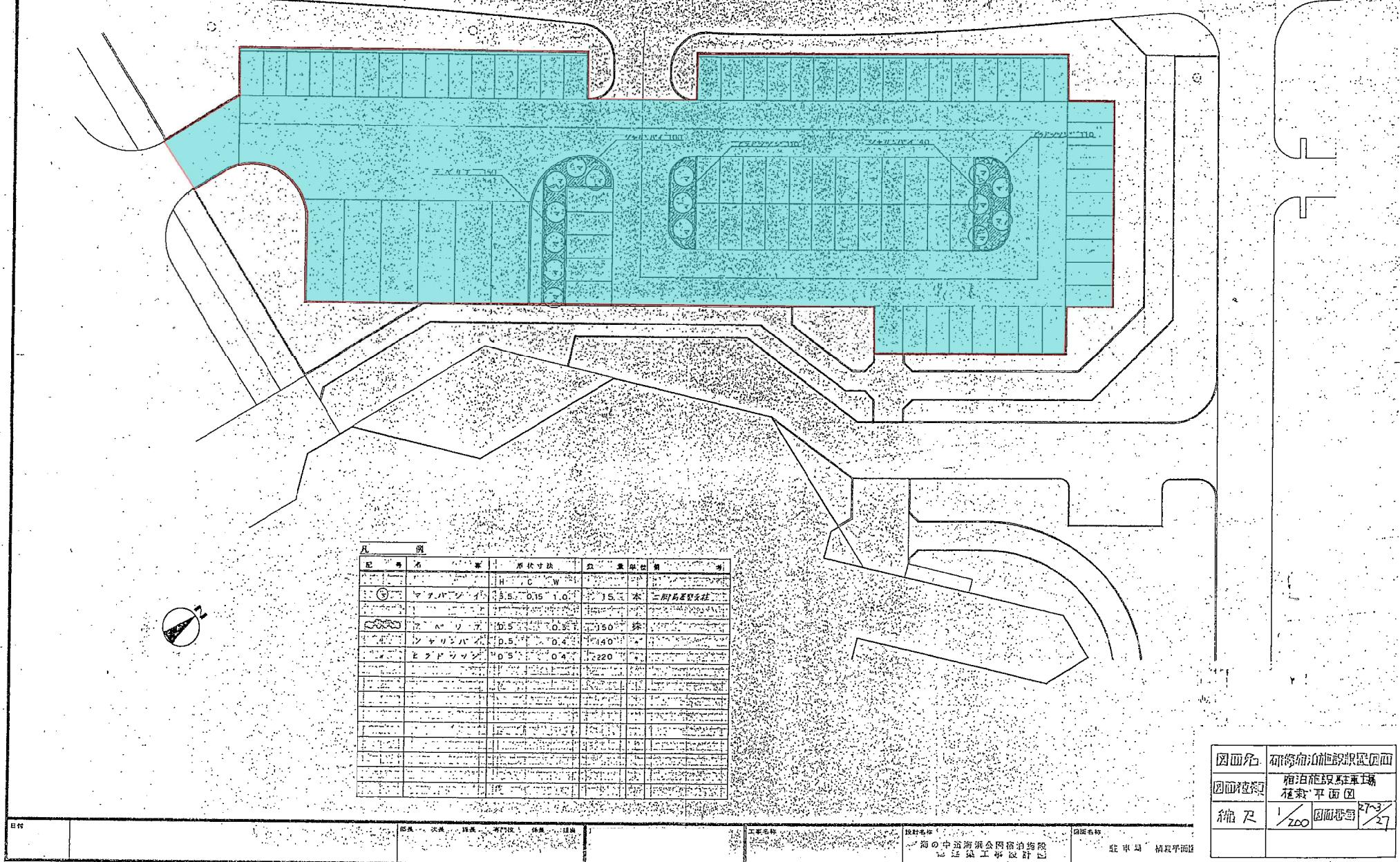
△ A~①, ⑥~

図面名	研修宿泊施設設置図面
図面種類	クラブハウス棟 平面図・立面図・断面図
縮尺	1/50
図面番号	25/27

住宅・都市整備公團

B 駐車場

解体撤去対象範囲



【要求水準書 参考資料1】改修等修繕履歴リスト

宿泊施設(ホテル)

工事年度	No.	工事内容
昭和62年度	1	給湯設備改修
平成3年度	2	1階ラウンジのカーペットの張り替え
平成7年度	3	1階ラウンジ床カーペット張替及び什器増設
	4	1階遊戯施設スペースをリフレッシュルーム6室に改装
平成8年度	5	研修宿泊施設外壁修繕工事
	6	消臭機サナジェット
	7	大浴場防犯カメラ
平成9年度	8	平成9年度海の中道海浜公園宿泊施設建具補修工事
	9	TECLレジスター
	10	シーズ製氷機
	11	ローストクック
	12	照明工事一式
	13	ドロア冷蔵庫
平成10年度	14	冷凍ユニット
	15	発電機用減圧水槽
	16	テーブル型冷蔵庫
	17	スイートルーム改修
	18	大浴場天井貼
	19	テント工事
平成11年度	20	ウォーマーテーブル
	21	ライスウォーマーユニット
	22	アイスペット
	23	太公望エアコン
	24	太公望エアコン
	25	本館勝手口扉
	26	ビザ窓移設
	27	放送設備
	28	大浴場エアコン洗浄
	29	和食ガステーブル
	30	製氷機
	31	大浴場脱衣所エアコン
	32	壳掛システム機能追加
	33	八点鐘エアコン
	34	フライダル用正面受付パネル
	35	洋食厨房ステーキワゴン
	36	ガスブースター
平成12年度	37	シーガルテント張替工事
	38	シーガル東屋カウンターエル工事
	39	シーガルドロワー冷凍冷蔵庫
	40	本館玄関自動ドア
	41	フジマック台下冷蔵庫
	42	警報装置設置工事(本館)
	43	平成12年度海の中道海浜公園宿泊研修施設外壁修繕工事
平成13年度	44	屋外に自家発電設備設置
	45	平成13年度海の中道海浜公園研修宿泊施設エキスパンション金物修繕その他工事
	46	コンペクションタンク取替
	47	客室冷温水バルブ
	48	プール濾過ポンプ
	49	キャビントップエアコン取付
	50	オゾン脱臭装置
	51	カラオケルーム改修工事
	52	レストラン音響設備装置
平成14年度	53	平成14年度海の中道海浜公園ホテルプールサイド床その他修繕工事
	54	平成14年度海の中道海浜公園ホテルレストランホール外壁漏水修繕工事
	55	フレハブ冷凍ユニット
	56	和食厨房 ネギ切り機
	57	従業員食堂 空調機

工事年度	No.	工事内容
平成15年度	58	調達用間仕切
	59	シーガルテント
	60	シーガル エアコン一式
	61	和食調理 電解水装置
	62	シーガル プレハブ冷蔵庫
	63	和食調理 いけす
	64	八点鐘エアコン圧縮機交換
	65	和食調理 冷却チラーシンク
	66	洋食厨房 冷凍庫
	67	受電設備改修工事
平成16年度	68	館内BGM追加工事
	69	シーガル 自動ドア新設
	70	天井・クロス
	71	カーペット
	72	クローゼット
	73	デッキボード
	74	ペル
	75	客室クロス他改修
	76	大浴場エアコン
	77	デジタルセキュリティシステム
	78	ロビー空調部品交換
	79	フロントクローカー間仕切り
	80	フロントクローカー防犯カメラ
	81	フェニックス植替え
平成17年度	82	コンベグションオーブン
	83	平成17年度海の中道海浜公園研修宿泊施設災害復旧工事
	84	平成17年度海の中道海浜公園研修宿泊施設プールサイド廻り補修その他工事
平成18年度	85	平成18年度海の中道海浜公園研修宿泊施設外壁雨漏れ補修その他工事
	86	平成19年度海の中道海浜公園研修宿泊施設プール蓋改修その他工事
平成19年度	87	ホテル棟ダイニング厨房給排水工事
	88	ホテル棟機械室受電設備部品取替え工事
	89	ホテル棟ダイニング厨房電気配線工事
	90	ホテル棟館内BGM追加による配線工事
	91	外構既存フェニックスの植替工事
	92	外構新規植栽植樹工事
	93	館内インフォメーションサイン取付工事
	94	ホテル棟屋上防水工事
	95	平成20年度海の中道海浜公園研修宿泊施設雑排水管修繕工事
	96	ホテル棟オフィス内電話・LAN配線工事
平成20年度	97	ホテル棟SPA内電話・LAN工事
	98	ホテル棟鉄板ダイニングミティアムア空調設備工事
	99	ホテル棟機械室電気テマント・監視装置設置工事
	100	ホテル棟3~7F海側客室バルコニー貼り工事
	101	平成21年度海の中道海浜公園研修宿泊施設土間復旧工事
平成21年度	102	平成21年度海の中道ルイガヌズ屋外修繕工事
	103	平成21年度海の中道海浜公園研修宿泊施設排水管布設工事
	104	ホテル棟8Fパンケット内照明増設工事
	105	ホテル棟従業員食堂内床貼増工事
	106	ホテル棟客室ファンコイル改修工事
	107	ホテル棟オフィスネットワーク改修工事
	108	ホテル棟客室バルコニー手摺の塗装工事
	109	ホテル棟1Fロビー空調機取替え工事
	110	ホテル棟客室冷温水ポンプ取替え工事
	111	ホテル棟ハンケキッキン塗装床工事
	112	屋外ホール瀧過ポンプ取替工事
	113	ホテル棟玄海・天ちく・PPP給排水設備工事
平成22年度	114	ホテル棟プライダルサロン空調機取替え工事
	115	ホテル棟ボイラー部品取替工事
	116	ホテル棟玄海前PAC-8室外機改修工事
	117	ホテル棟8Fパンケット内エアコン設置
平成23年度	118	ホテル棟オフィスとオフィス前通路LED取付工事
	119	ホテル棟3・4F床カーペット張替工事
	120	ホテル棟3・4Fクロス貼り替え工事
	121	ホテル棟受電設備機器取替え工事

工事年度	No.	工事内容
平成24年度	122	ホテル棟ダーニング・ブライント設置工事
	123	ホテル棟機械室給気ファン取替工事
	124	ホテル棟スパ浴槽自動制御装置設置工事
	125	ホテル棟スパ系統ろ過器整備工事
	126	ホテル棟スパ系統温水ポンプ整備工事
	127	ホテル棟3F4F客室洗面台下部排水管取替え工事
	128	ホテル棟「ブルー・ブルー・ブルー」パンケット内床タイルカーペット貼り替え
	129	ホテル棟400号室キッズ・スイートカーペット貼り替え工事
平成25年度	130	ホテル棟5・6F通路巾木貼り替え工事
	131	屋外プール床FRP合成樹脂加工工事
	132	ホテル棟5・6F通路カーペット貼り替え工事
	133	ホテル棟5・6F通路クロス貼り替え工事
	134	ホテル棟ダーニング上部屋上防水工事
	135	プレハブ冷凍冷蔵庫撤去
	136	CASA床改修工事
	137	絶縁改修及び照明器具取替
	138	レストラン屋根補修
	139	女性ロッカールーム改修工事
	140	男性ロッカールーム改修工事
	141	ピンク柱塗装
	142	ガーデンハーテーション塗装
	143	オフィス修繕工事
	144	プール定期修繕工事
平成26年度	145	ホテル棟3・4F通路タイルカーペット貼り替え工事
	146	ホテル棟と研修棟間通路タイルカーペット貼り替え工事
	147	海の中道LUIGANS外壁修繕工事
	148	サーバー電源増設
	149	客室通路ドアシート
	150	TGO外部塗装
	151	屋外埋設配管
	152	シアター仮説工
	153	ダーニングカウンター改修工事
	154	カゼボン台風メンテナ
	155	1階ピーチ前男子トイレ配管修理
	156	ホテル棟8F厨房ファン取替え工事
	157	ホテル棟オフィス内タイルカーペット貼り替え工事
	158	ホテル棟フライタルサロン内タイルカーペット貼り替え工事
	159	ホテル棟非常用発
	160	バスホイラー更新
平成27年度	161	ダーニングソファー張替え
	162	エントランス補修工事
	163	ラウンジ階段板
	164	パンケットTGOO壁解体工事
	165	パンケットドア更新
	166	タイルカーペット更新
	167	ラウンジ改修
	168	玄海カーペット
	169	カウンター
	170	通路補修工事
	171	2F通路補修工事
	172	PPP改装工事
	173	全客室窓枠ゴム
	174	パンケットエントランス補修
	175	7階各部屋内装補
	176	全客室窓枠ゴム

工事年度	No.	工事内容
平成27年度	177	デッキ拡張工事
	178	ソフトクリームサーバー更新
	179	アイスマーカー更新
	180	ラズベリー前タイルカーペット張替
	181	グリーンガーデン人工樹木植樹工事
	182	客室3室防水工事
	183	PPP前通路壁吹
	184	客室壁塗装5部屋
	185	全客室窓枠ゴム
	186	PPPサービスステーション設置工事
	187	ベンチー設置工事
	188	グラスハンガー設置工事
	189	客室クロス補修5
	190	ろ過フィルター交
	191	客室塗装
	192	客室化粧台移設工事
	193	中央監視装置修理
	194	全客室窓枠ゴム
	195	プール防水・塗
	196	全客室窓枠ゴム
	197	ガーテンハ
	198	全客室窓枠ゴム
	199	パンケット厨房配管工
	200	全客室窓枠ゴム
	201	全客室窓枠ゴム
	202	全客室窓枠ゴム
	203	レストラン排煙窓工事
	204	全客室窓枠ゴム
	205	カゼホ・庇单
	206	全客室窓枠ゴム
	207	1階各所塗装
	208	全客室窓枠ゴム
	209	パンケットGG改修工事
	210	非常用発電機工事
	211	アウトサイトアイスマーカー設置工事
	212	パンケットGGカーペット改修工事
	213	エントランスフラケットランプ設置工事
	214	ブライダルサロン工事
	215	レストラン排煙窓
	216	冷温水ポンプ修理
	217	各階EVホール修繕
	218	客室浴室水廻り工事
	219	7階フロア内装補
	220	パンケットグランドビーチ修繕
平成28年度	221	オフィス・玄海厨
	222	マルシェ屋根改修
	223	中プール防水工事
	224	大プール防水工
	225	フレハブ冷蔵庫設置工事
	226	8F南側屋外エキ
	227	客室402工事
	228	客室ガラリ工事
	229	中プール防水塗装工事
	230	大プール防水塗装工事

研修棟

工事年度	No.	工事内容
平成元年度	1	廊下・ロビー改装
	2	ロビー・廊下床カーペット改修
	3	室内壁クロス・渡り廊下床カーペット改修、音響・照明系統新設
平成5年度	4	床カーペットの張り替え
平成7年度	5	レストラン太公望及び厨房の改装
平成8年度	6	約330m ² の増築
	7	プレハブ冷蔵庫移動
	8	電気コールドワゴン
平成9年度	9	研修棟改装
平成10年度	10	電源工事
	11	改装工事
	12	改装追加工事
	13	プレハブ冷蔵庫
平成13年度	14	研修棟 再築 軀体工事
	15	研修棟 再築 外装工事
	16	研修棟 再築 給排水設備
	17	研修棟 空調換気設備
	18	研修棟 内装工事
	19	研修棟 建具工事
	20	研修棟 内装工事
	21	研修棟 電気設備一式
	22	研修棟 中庭改修工事
	23	研修棟 警報装置
	24	研修棟 再築工事デザイン
	25	研修棟 パティオ造園追加工事
	26	研修棟 ロビー絵画ボスター・デザイン他
	27	研修棟 ベンチ13台
	28	研修棟 説教台1台
	29	研修棟 オルガン用ハーネーション
	30	研修棟 ロビー絵画ボスター
	31	婚礼テーブル用クロス・スカート他一式
	32	パティオ イルミネーション①
	33	パティオ イルミネーション②
	34	高砂用ガゼボ
平成17年度	35	本館研修棟復旧工事
平成18年度	36	厨房裏アスファルト工事に伴うチャンバー移設費用
	37	厨房裏従業員トイレ配管工事
	38	パティオ芝生張替え
平成19年度	39	研修棟バンケットカーペット貼り替え工事
平成20年度	40	研修棟屋上防水工事
平成21年度	41	研修棟バンケット床カーペット張替工事
平成22年度	42	研修棟アンテルームプライト取付工事
平成23年度	43	研修棟写真室天井埋込型空調設備取替え工事
	44	研修棟バンケット通路カーペット張替工事
	45	研修棟バンケットキッチン内トップライトサッシ取替え工事
平成24年度	46	研修棟バンケットタイルカーペット張替
	47	研修棟ピーチバンケットホワイエタイルカーペット張替工事
平成26年度	48	研修棟ガーデンバンケットタイルカーペット貼り替え工事
	49	研修棟アンテルームクロスとカーペット貼り替え工事
平成26年度	50	研修棟バンケット内タイルカーペット貼り替え工事

マリーナ

工事年度	No.	工事内容
平成8年度	1	TECLレジスター
平成11年度	2	平成11年度海の中道海浜公園マリーナ側溝補修工事
	3	平成11年度海の中道海浜公園マリーナ側溝補修工事(第1回変更)
平成12年度	4	警報装置設置工事(マリーナ)
	5	平成12年度海の中道海浜公園マリーナ門扉他修繕工事
平成13年度	6	クラブハウス エアコン
	7	マリーナ高圧真空遮断機
平成14年度	8	平成14年度海の中道海浜公園ホテルマリーナフェンス取替その他工事
	9	クルーズ内装改装工事
平成15年度	10	レジャー エアコン入替
	11	クルーズ改装 テント張替
	12	クルーズ改装 テラス ウッドタイル
平成16年度	13	船具コンテナ
平成17年度	14	平成17年度海の中道海浜公園研修宿泊施設マリーナ災害復旧工事
平成18年度	15	平成18年度海の中道海浜公園研修宿泊施設マリナヤード陥没復旧その他工事
平成20年度	16	平成20年度海の中道海浜公園マリーナ管理棟周り植栽改修その他工事
	17	平成20年度海の中道海浜公園マリーナ側溝修繕その他工事
平成21年度	18	平成21年度海の中道海浜公園マリーナクラブハウス待合室他内装修繕工事
	19	平成21年度海の中道海浜公園マリーナクラブハウス事務室他床・建具修繕工事
	20	平成21年度海の中道海浜公園マリーナクラブハウス更衣室他床タイル修繕工事
	21	平成21年度海の中道海浜公園研修宿泊施設クラブハウス屋外汚水管詰り修繕工事
	22	水中ポンプ取替
	23	クラブハウス吸水ポンプユニット交換
	24	給油スタンド補修工事
平成22年度	25	桟橋腐食部分改修工事
	26	渡り桟橋先端部改修工事
平成24年度	27	平成22年度海の中道海浜公園テニス＆マリーナログハウス建具修繕他工事
	28	浮き桟橋改修工事
平成25年度	29	桟橋支柱破損・補強工事
	30	桟橋鉄板改修工事
平成26年度	31	修理工場シャッター改修工事
	32	H26-海の中道マリーナ受水槽NO1ポンプ取替工事
	33	H26-海の中道マリーナ受電設備修繕工事
	34	H26-海の中道マリーナ受水槽NO2ポンプ取替工事
	35	H26-海の中道マリーナ受電設備変圧器(75KVA)取替工事
	36	H26-海の中道マリーナ受電設備微量PCB汚染廃電気機器修繕工事
平成27年度	37	事務所原状回復工事
	38	内壁・玄関・屋外洗面器補修
	39	カメラ移設工事
	40	倉庫シャッター修理
	41	修理工場屋根張替工事
平成28年度	42	修理工場シャッター枠塗装及び外壁補修工事
	43	修理工場キュービクル屋根塗装工事
	44	H27-海の中道マリーナ受水槽補給水配管修繕工事
	45	修理工場排煙窓修理工事
	46	スロープ先ブロック復旧工事

テニスコート

工事年度	No.	工事内容
平成8年度	1	研修宿泊施設テニスコートAエリアポスト改修工事
	2	研修宿泊施設テニスコートBエリアポスト改修工事
	3	研修宿泊施設テニスコートCエリアポスト改修工事
平成9年度	4	平成9年度海の中道海浜公園テニスコート修繕工事
平成11年度	5	平成11年度海の中道海浜公園テニスコート補修工事
	6	平成11年度海の中道海浜公園テニスコート電撃殺虫器補修工事
平成12年度	7	平成12年度海の中道海浜公園テニスコート補修工事
平成13年度	8	平成13年度海の中道海浜公園テニスコート分電盤その他補修工事
平成14年度	9	平成14年度海の中道海浜公園テニスコート補修工事
	10	平成14年度海の中道海浜公園テニスコート分電盤その他補修工事
	11	平成14年度海の中道海浜公園研修宿泊施設クレイテニスコート改修その他工事
	12	平成14年度海の中道海浜公園研修宿泊施設クレイテニスコート表層打ち替え工事
平成15年度	13	平成15年度海の中道海浜公園研修宿泊施設クレイテニスコート修繕工事
平成16年度	14	平成16年度海の中道海浜公園研修宿泊施設テニスコート修繕工事
平成18年度	15	平成18年度海の中道海浜公園研修宿泊施設テニスコート修繕工事
	16	平成18年度海の中道海浜公園研修宿泊施設テニスコート休息所補修工事
	17	平成18年度海の中道海浜公園研修宿泊施設テニスコート避雷針補強その他工事
平成19年度	18	平成19年度海の中道海浜公園研修宿泊施設テニスコート補修工事
	19	平成19年度海の中道海浜公園研修宿泊施設テニスコート修繕工事
	20	平成19年度海の中道海浜公園研修宿泊施設テニスコート照明器具補修その他工事
	21	平成19年度海の中道海浜公園研修宿泊施設テニスコートフェンス改修工事
平成21年度	22	平成21年度海の中道海浜公園研修宿泊施設テニスコート補修工事
	23	平成21年度海の中道海浜公園研修宿泊施設テニスコートフェンス補修工事
平成23年度	24	平成23年度海の中道海浜公園テニスコート他補修工事
	25	平成23年度海の中道海浜公園テニスコート他補修工事(第1回変更)
	26	平成23年度海の中道海浜公園テニスコート他補修工事(第2回変更)
平成26年度	27	平成26年度海の中道海浜公園テニスコート補修その他工事
	28	平成26年度海の中道海浜公園テニスコート補修その他工事(第1回変更)
平成27年度	29	平成27年度海の中道海浜公園テニスコートフェンス補修その他工事
	30	平成27年度海の中道海浜公園テニスコートフェンス補修その他工事(第1回変更)

駐車場

工事年度	No.	工事内容
平成12年度	1	平成12年度海の中道海浜公園ホテル駐車場区画線補修工事
平成17年度	2	平成17年度海の中道海浜公園研修宿泊施設C駐車場その他工事
平成19年度	3	平成19年度海の中道海浜公園研修宿泊施設駐車場白線引工事
	4	平成19年度海の中道海浜公園研修宿泊施設駐車場車止め他設置工事
	5	平成19年度海の中道海浜公園マリーナ駐車場入口補修工事
平成20年度	6	平成20年度海の中道海浜公園研修宿泊施設駐車場照明設備改修工事
	7	平成20年度海の中道海浜公園研修宿泊施設駐車場照明器具改修その他工事
	8	平成20年度海の中道海浜公園研修宿泊施設B駐車場駐車券発行機修繕工事
	9	平成20年度海の中道海浜公園研修宿泊施設B駐車場カーゲート等修繕工事
	10	平成20年度海の中道海浜公園研修宿泊施設B駐車場駐車券読取機修繕工事
平成25年度	11	駐車場ライン工事
平成28年度	12	駐車補修工事

シオヤ岬レストハウス

工事年度	No.	工事内容
平成10年度	1	天井塗装・床フローリング
平成11年度	2	動力分電盤
平成13年度	3	ビネットエアコン取替A
	4	ビネットエアコン取替B
平成21年度	5	シオヤ棟自動給水装置工事
平成26年度	6	シオヤ棟バンケットタイルカーペット貼り替え工事
平成27年度	7	シオヤ扉・洗い場
	8	シオヤ回収